

筑波大学社会・国際学群国際総合学類
卒業論文

自己責任論とは何か
—自己責任論のもつ規範性と価値性—

2023 年 1 月

氏 名：山口 健心
学籍番号：201910406
指導教員：関根 久雄

目次

第1章 序論.....	1
1. 問題意識・問題設定	1
(1)新型コロナウイルス感染症の流行と自己責任の語り	1
(2)先行研究の検討	2
(3)本研究の目的	5
2. 研究方法と章構成.....	6
3. 用語について	6
第2章 自己責任の語り.....	7
1. 自己責任の語りの登場	7
(1)1980年代における自己責任の語り	7
(2)1990年代における自己責任の語り	9
(3)社会改革の理念としての自己責任	10
2. 自己責任の語りの拡大と変容.....	10
(1)証券不祥事問題	10
(2)証券不祥事問題における自己責任の語り	11
(3)証券不祥事問題を通じた自己責任の語りの変容	13
3. 自己責任の語りの浸透	14
(1)自己責任の語りの広がり	14
(2)イラク邦人人質事件.....	15
(3)イラク邦人人質事件における自己責任の語り	15
(4)イラク邦人人質事件における自己責任の語りの特質.....	16
4. 近年の自己責任の語りー貧困をめぐるー	17
(1)貧困をめぐる自己責任の語り	17
(2)「貧困に陥るのは自己責任」	18
(3)働かぬ者への非難.....	19
(4)働く者への語り	21
5. 小括	22

第3章 自己責任の語りがもたらしたもの	24
1. 自己責任を語ることの意味	24
(1)責任回避の発話	24
(2)責任のもつ「重み」	25
(3)責任の押し付けとしての自己責任の語り	27
2. 自己責任の語りによる抑圧	28
(1)内面化される責任	28
(2)社会の責任の否定	29
(3)教育を通じた自己責任の内面化	30
(4)抑圧された人びと	31
3. 自己責任の語りへの批判	32
(1)自己責任の語りがもたらす内面化、抑圧への批判	32
(2)自己責任の語りのもつ欺瞞性への批判	33
(3)懲罰をちらつかせる語りへの批判	34
4. 小括	35
第4章 自己責任の語りを支えるもの	37
1. 自由の対価としての自己責任	37
(1)自由の希求と近代社会の萌芽	37
(2)エリザベス救貧法とキリスト教的労働倫理規範	38
(3)エリザベス救貧法に見る労働規範と自己責任	40
(4)近代社会の規範としての自己責任	40
2. 主体性の発揮としての自己責任	42
(1)自己責任のもつ負担と価値	42
(2)自立生活運動と自己責任	43
(3)自己責任と負い目	44
(4)主体性の感覚という価値	45
3. 規範性と価値性への疑念	46
(1)規範性への疑念	47
(2)価値性への疑念	47
4. 小括	48

終章 結論	49
1. 自己責任論とは何か	49
(1)議論のまとめ	49
(2)自己責任論という言説の意味.....	50
2. 本研究の成果	51
3. 本研究の限界	52
注.....	54
参考文献	55
Summary	60
謝辞.....	61

第1章 序論

1. 問題意識・問題設定

本研究は、日本社会における自己責任の語りを対象に、その語りがもたらす帰結とその語りを支える観念を考察することを通じて、自己責任論という言説の意味を明らかにすることを目的とする。

(1)新型コロナウイルス感染症の流行と自己責任の語り

今日、日本社会においては、様々な場面で「自己責任」という言葉が語られ、人びとは自己責任を問われている。例えば、新型コロナウイルス感染症への感染をめぐってソーシャルメディアを中心に、感染や健康問題を自己責任だと強調する声が散見される〔芝田 2020:35〕。そこでは、感染や健康問題への自己責任を問うとともに、感染者に対する誹謗中傷や、風俗店など特定の業種を標的とするバッシングが続いている〔芝田 2020:36〕。

このように新型コロナウイルス感染症への感染を自己責任であると考ええる傾向は、三浦らの研究によっても明らかにされている。三浦らはウェブ調査を通じ、日本において「新型コロナウイルスに感染する人は、自業自得だと思う」と考える人の割合が、アメリカ、イギリス、イタリア、中国と比較して、非常に高くなっていることを明らかにした〔三浦・平岩・中西 2020:907〕。その結果を踏まえ、三浦らは、この傾向が「巷間よく見聞きする、感染した人が謝罪し、周囲がその人の科だと責めるという、感染者がまるで加害者であるかのような扱いを受ける構図と重なった」〔三浦・平岩・中西 2020:907〕と論じている。

これらの研究が指摘するように、日本社会においては、新型コロナウイルス感染症への感染を自己責任と考える傾向があるとともに、「感染するのは自己責任」という語りが実際に展開されていることが分かる。また、そうした自己責任の語りは、時に非難やバッシングを伴い、感染者や感染拡大に関与したと思われる者を糾弾するものとして用いられている。

こうした自己責任の語りや、自己責任の語りとともに個人の責任を迫及し非難するような現象はこれまでに多く確認されており、それらを扱った研究も蓄積されて

いる。

(2) 先行研究の検討

自己責任論は、社会学や社会福祉学といった学問分野において議論されることが多い。しかし、言語学や法学、哲学といった分野から言及される場合もあり、先行研究は多岐に渡っている。そこで、ここでは本研究の問いの設定に際して重要であると考えられる文献を中心に検討し、整理する。

まず、これまでの自己責任論の語りの展開を通時的に整理したものとして、石川による研究が挙げられる。石川は、自己責任論が出現した時期を 1990 年代初めとし、それ以降の自己責任論の展開を 4 区分に分けて検討している [石川 2017:7-11]。その区分とは、①バブル後期の投資家の自己責任論、②自己決定論と対になっている自己責任論の登場、③自己責任の嵐：2004 年イラク邦人人質事件、④生活保護「不正受給」パッシングと自己責任論の展開、である [ibid.,7-11]。石川の研究は、自己責任論を通時的に整理しており、日本における自己責任論の語りの変遷を辿ることができる。しかし、1990 年以前の自己責任の語りについての検討や、それぞれの区分における自己責任の語りの背景や文脈についての検討については不十分である。

自己責任の語りを通時的に整理したものとしては、堀越による研究も挙げられる。堀越は、日本経済団体連合会および経済同好会といった経営者団体による「自助自律・自己責任」の語りの展開について検討している [堀越 2010]。堀越は、石川の研究で不足していた 1990 年以前の自己責任の語りまで言及している点や、経営者団体による自己責任の語りについて、具体的な事例を複数挙げている点で示唆に富むものである。しかし、これはあくまで経営者団体による語りという自己責任の語りの一側面だけに着目したものであり、自己責任の語りの全体像を掴むことは難しい。

そうした石川や堀越の研究とは対照的に、個別の事例における自己責任論を検討したものとして、種村や大谷による研究が挙げられる。種村は、石川がバブル後期の投資家の自己責任論として扱った、1991 年の証券不祥事問題における自己責任の語りについて検討した [種村 2005:147]。また大谷は、2004 年のイラク邦人人質事件を中心に、自己責任の語りの出現様相や、使用の背景に現れるイデオロギー性について検討した [大谷 2021:278,288]。これら種村や大谷による研究は、個別事例における自己責任の語りについて、実際の語りを取り上げつつ検討している点で石川の研究を補

完しうる。しかし、種村は新聞、大谷は雑誌記事タイトルと、両者ともに特定のメディア上での自己責任の語りに限定して着目しているため、自己責任の語りの背後にある政治的・社会的背景を十分に理解することはできない。一方で、種村や大谷が提示した個別事例における詳細な分析を、石川や堀越のような形で通時的に記述することができれば、自己責任の語りをひとつの文化的・社会的現象として総体的に理解することができると考えられる。

また、これまでの自己責任論をめぐる議論においては、自己責任論に対して批判的な見解も提示されている。先述した堀越は、「自助自律・自己責任」が新自由主義の根本的な社会経済原理・人間行動原理であったこと、小泉構造改革においてさらにそれが推し進められたことを指摘する〔堀越 2010:19,32-33〕。その上で、社会生活上における人間行動原則としての自己責任は、自己否定や自己嫌悪、自己虐待といった後ろ向きの病理的論理を人びとに甘受させるものであり、正当化されるものではないと批判する〔*ibid.*,32〕。

同様に吉崎は、自己責任論の本質が、新自由主義的支配の合理化・正当化のためのイデオロギーであると指摘する〔吉崎 2014:11〕。その上で彼は、例えば、自己責任論が内閉化という深い抑圧を生み出し、人びとが希望や願い、夢を打ち砕かれているといった側面をもつことを指摘し、自己責任論を批判する〔*ibid.*,22-23〕。さらに、貧困現場において貧困状態に陥った人びとの相談を受け、貧困解決のための活動を行う湯浅は、誰にも頼れない状態の放置をそのまま正当化するものが自己責任論であると指摘し、批判している〔湯浅 2008:16〕。

このように自己責任論に対する批判的な論調も確認されるが、その多くは先述の石川が指摘するように、自己責任を詳細に検討したものではなく、懷疑の提示や憤りの主張に留まるものが多い〔石川 2017:12〕。実際、堀越や吉崎の研究においても、なぜ人びとが病理的論理を甘受してしまうのか、なぜ人びとが抑圧状態に陥ってしまうのかといった点についての詳細な言及や考察は見られない。また、自己責任を語られた側（自己責任論を向けられた側）の人びとに関する記述に比べて、自己責任を語る側の意図や要因については十分に記述されていない。

以上のように、自己責任論を扱う研究では、自己責任論の展開や語られ方に着目するものや、自己責任論を批判的に論じるものが多い傾向にある。しかし、そうした論調が広がる一方で、自己責任論や自己責任概念を肯定的に捉えようとする論調も確

認できる。

例えばモンクは、「人が責任を果たしたいと願い、実現すれば大きな達成感を感じることは、当然のことだった」[モンク 2019:148]と指摘する。モンクによれば、人びとは本来、自らが責任を果たしているという実感を得たいはずである [ibid.,22]。しかし、懲罰的な核へと収斂してきた現在の責任観では、そうした観点が見過ごされてしまう。そのため、現在の懲罰的な責任観を改め、責任に価値を認める肯定的な責任観を発展させることで、自己責任を肯定的に捉え直すべきであるとモンクは主張する [ibid.,21]。

また土居は、定職に就いていない人たちに「自分を責めないで」とメッセージを送ることに反発した学生を取り上げ、自己責任論を肯定的なものとして論じる。土居によれば、上記のメッセージに反発した学生の多くが、自分で決定をし、その結果に責任を負うことに誇りを見出しているという [土居 2009:97]。就職や進学でいい結果が出なかった時、自分以外の誰かに責任をなすりつけることは、自分を惨めにするにつながる。だから、多くの学生は自分で責任を負うこと、すなわち自己責任を果たすことに誇りを見出していたというのである [ibid.,97]。

これらの指摘は、自己責任論や自己責任を果たすことに価値を見出し、肯定的に捉えようとするものであり、自己責任論を新たな観点から捉え直すことに貢献しうるものである。しかし、こうした見方に関しては、いまだ研究蓄積が少なく、論拠も十分に提示されてはいない。だが、これらの見方を補強するような論拠を提示することができれば、なぜ人びとが自己責任の語りを甘受してしまうのか、なぜ人びとは自己責任論に抗することができないのかといった問いを明らかにすることにつながると考えられる。

最後に、社会福祉研究と政治、道徳哲学研究領域から自己責任論の問い直しを試みた吉田による研究を取り上げる。吉田は、自己責任論が現代福祉国家の基盤を下支えする理論となっているために、自己責任論を完全に棄却することは困難であると指摘する [吉田 2022:70]。その上で、「自己責任論の欠点や限界を明らかにすることで自己責任論を問いなおし、自己責任概念を鍛錬して付き合っていくという視点が重要となるだろう」[ibid.,70]と論じる。批判的な論考が提示されつつも、自己責任論が語られ続け、人びとが自己責任論を甘受している現実を踏まえれば、我々が自己責任論を完全に棄却することは困難である、という吉田の指摘は妥当なものであると考え

られる。したがって、単に自己責任論を棄却しようとするのではなく、問題点や限界を把握した上で、自己責任論の肯定的な側面も捉えつつ、自己責任概念と向き合うことへとつながる研究が必要である。

(3)本研究の目的

以上の先行研究の検討を踏まえた時、次のような課題が浮かび上がる。まず、自己責任の語りについて、ひとつの文化的・社会的現象として通時的かつ総体的に実態が明らかにされていない。また、自己責任論を批判的に検討しようとする試みは確認されるものの、自己責任を語る側の意図や背景が不明瞭であるために、有効な批判が展開されていない。さらに、そうした批判と同時に、自己責任論による抑圧状況が指摘されているが、なぜ自己責任論が抑圧状況を生み出すのかについての明確な根拠は示されていない。

一方で、自己責任論を肯定的に捉え、自己責任論に価値を見出そうとする論調も確認できた。それらの論調は十分な論拠を提示できてはいないが、自己責任の語りという現象を複眼的に捉える際には、有効な視点となりうる。また、自己責任論を完全に棄却するのではなく、その問題点と限界を明らかにしつつ、自己責任概念と付き合う視点の重要性も指摘されていた。

これらの課題を踏まえ、本稿ではまず、自己責任論の語りについて、その登場から現在に至るまでの変遷を通時的かつ総体的に捉えることで、その実態を明らかにする。続いて、人びとが自己責任を語る要因とともに、自己責任が語られることで人びとが抑圧される要因について検討する。これを通じて、自己責任論がもたらす帰結及び負の側面を明らかにし、より明確に自己責任論の実態を示すとともに、自己責任論の問題点を明らかにしていく。最後に、自己責任論を肯定的に捉えようとする論調を踏まえ、自己責任の語りを支える観念について検討する。自己責任の語りを支える観念を明らかにすることにより、なぜ我々が自己責任論を棄却することができないのか、なぜ我々は自己責任論を甘受してしまうのかといったことを明らかにすることを試みる。

これらの検討を通して、自己責任論という言葉の意味を明らかにすることを本研究の目的とする。

2. 研究方法と章構成

本研究は、文献研究を中心に進める。これまでに蓄積されてきた自己責任に関する先行研究を中心としつつ、自己責任について語った答申や提言書、自己責任の語りを取り上げた新聞記事等の一次資料も適宜参照する。

第2章では、日本における自己責任の語りの展開を整理する。自己責任が語られた背景や文脈を4区分に分けて整理し、日本における自己責任の語りを概観する。これを通じて、日本における自己責任の語りという現象の実態を明らかにする。

第3章では、第2章において検討した自己責任の語りについて、その現象がもつ意味を検討する。人びとが自己責任を語るの意味とともに、自己責任の語りによってもたらされる帰結を検討することを通じて、自己責任の語りがもつ負の側面を明らかにする。

第4章では、自己責任の語りを支える観念について検討する。負の側面が指摘され、批判が展開されているにもかかわらず、自己責任が語られ続ける背景には、自己責任の語りを支える観念があると考えられる。そこで、エリザベス救貧法と障害者による自立生活運動を事例として取り上げ、自己責任の語りを支えるものとして、自己責任概念のもつ規範性と価値性を明らかにする。

終章では、第2章から第4章までの議論を踏まえ、自己責任論という言説の意味を明らかにする。それを踏まえ、自己責任という概念といかに向き合うべきかについて考察する。

3. 用語について

本稿の主題は自己責任論であるため、本来であればここで「自己責任論」の定義を明示する必要がある。しかし、すでに石川が指摘したように、自己責任論の意図する内容は、言説が登場した当時から現代に至るまで異なっている〔石川 2017:7〕。また、自己責任論の意味を明らかにすることが、本稿の最終的な目的であることを踏まると、現時点で自己責任論を厳密に定義することは困難である。

そこで、ここでは自己責任論を明確に定義せず、結論部を除く本稿の以下の部分では、「自己責任論」ではなく、「自己責任の語り」という表記を用いて論を進めていく。ただし、引用箇所において「自己責任論」という用語を用いている場合は、その限りではない。

第2章 自己責任の語り

本章では、日本社会における自己責任の語りの展開を整理する。日本社会では、1980年代に政財界の政策論議のなかで自己責任の語りが登場して以降、様々な文脈において、自己責任という言葉が語られてきた。そこで本章では、そうした自己責任の語りの文脈や背景を整理することを通じて、「自己責任の語り」をひとつの文化的・社会的現象として捉え、日本社会における自己責任の語りの実態を通時的・総体的に明らかにする。このことにより、第3章以降において、自己責任の語りを分析し、相対化していくことが可能になると考える。

以下では、自己責任の語りを、4つの区分に分けて検討していく。

1. 自己責任の語りの登場

(1)1980年代における自己責任の語り

今日、我々が使用する自己責任という言葉やその語りは、どのような文脈から登場したのであろうか。

古川によれば、1980年代以降、経済成長が停滞するなかで行財政改革の必要性が説かれ、市場原理の導入や民間活力の活用とともに、生活の自己責任ということも強調されるようになった〔古川 2000:43〕。行財政改革の一環として自己責任が強調されたことは、以下の文書からも確認できる。

新たな時代への移行に伴い行政の課題に大きな変化が生じている。この変化に行政が適切に対処していくためには、まず、自由で活力のある福祉社会の実現をめざして、国民生活と行政のかかわり方を抜本的に見直すことが必要である。援助を真に必要とする人びとには、暖かくまた十分な福祉サービスを提供し、同時に自立・自助の精神、自己責任の気風を妨げるような過剰な関与を厳に慎むという行政の新しい在り方が明確にされなければならない〔臨時行政調査会 1981〕⁽¹⁾。

これは、行政改革の基本的な方針を検討していた臨時行政調査会による、「行政改

革に関する第一次答申」の一部である。この答申の背景には、福祉国家政策によって人びとの国家に対する依存心が拡大したことが経済発展の停滞を招いた、という観点があった〔古川 2000:43〕。種村によると、自己責任の語りは、「社会福祉の抑制を意図する側が、それを正当化するときを使う言葉」〔種村 2009:49〕であった。つまり、経済発展を取り戻そうという動きのなかで、人びとの国家に対する依存心を弱めるために、社会福祉の抑制を正当化する言説が必要とされた。そうした状況を受け、社会福祉の抑制を正当化する言説として用いられることになったのが、自己責任の語りであった。こうした背景を踏まえ、本答申には、行政改革を通じて、生活の自己責任という意識を国民のなかに喚起するという狙いがあったと指摘される〔種村 2009:43〕。

このような自己責任の意識を喚起する、あるいは自己責任原則を身に付けさせようとする動きは、教育行政においても確認できる。その一例として、臨時教育審議会によるものが挙げられる。臨時教育審議会は第一次答申で次のように述べている。

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである〔臨時教育審議会 1985:22〕。

同答申は、個性重視の教育改革のために、自己責任原則が必要であると述べている。さらに、これに続けて同答申は、「真に自らの個性を知り、それを育て、それを生かし、自己責任を貫くもののみが、最もよく他者の個性を尊重し、生かすことができるのである」〔臨時教育審議会 1985:23〕と述べ、自己責任が個性の尊重と相互に関連するものであると指摘する。また、自由については、「自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身に付けていなければならない」〔臨時教育審議会 1985:23〕と述べられる。

このように自己責任とは、個性の尊重や自由といった価値と不可分なものとして語られる。そして、自己責任の原則を確立し、その原則に照らして教育の内容、方法、制度、政策などを見直すことを、同答申は提言している。つまり、同答申によって、自己責任の原則に基づいた教育、自己責任の原則を身に付けさせる教育が希求された

とすることができよう。

以上のように自己責任は、1980年代に経済成長が停滞するなかで、人びとに身に付けさせるべきものとして登場し、語られた。しかし、それら自己責任の語りは、一般国民に対して直接向けられたものではなく、政財界における議論のなかで登場したものであった。

(2)1990年代における自己責任の語り

前項で確認したような、経済成長の停滞を打破するためのものとしての自己責任の語りは、1990年代以降も確認できる。経済改革研究会は、「規制緩和について（中間報告）」のなかで、規制緩和によって、企業へのビジネスチャンスの付与、雇用の拡大、消費者の商品・サービスの幅の拡大を進められ、自由競争が促進されるだろうと指摘した〔経済改革研究会 1993:1〕。そのうえで、規制緩和を含めた公的規制の抜本的な見直しは、「短期的には経済社会の一部に苦痛を与えるが、中長期的には自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会の建設のために不可欠なものである」〔*ibid.*,1〕と述べられる。こうした知見のもとで、社会的規制については、自己責任を原則に最小限とすることが提言された。この報告においても、自己責任の語りは、自由な経済社会の建設のために必要なものとして語られたことが読み取れる。

また、1990年代に入ると、経営者団体からも活発に自己責任が語られるようになる。日本経済団体連合会は、「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して―財政構造改革に向けた提言―」において、以下のように述べている。

我々は民主的規律、効率性、市場原理の導入、自己責任原則の徹底の4原則に基づいて、財政構造を改革していくことが求められているが、財政構造改革の究極の目標はあくまで経済・社会の活性化にあることを忘れてはならない。一方、国民・企業の側においても行財政に何もかも依存するというこれまでの意識を改め、自己責任原則を徹底し、改革に向けた取り組みに積極的に協力し、国民が自らの税金の使途を主体的に決定する『財政民主主義』を実現しなければならない〔日本経済団体連合会 1996〕⁽²⁾。

同提言では、財政構造改革、さらにその先の経済・社会の活性化のために、自己責

任が必要であるとされる。それと同時に、国民が自己責任原則を徹底することを同提言は求めている。ここでも、自己責任は経済成長の停滞を打破するという文脈に位置づけられ、人びとが身に付けるべきものとして語られていることが読み取れる。

(3)社会改革の理念としての自己責任

以上の検討から、登場期における自己責任論の語りの背景・文脈は次のようにまとめられよう。自己責任の語りが登場した背景としては、1980年代以降の経済成長の停滞という社会状況があった。そのような状況を打破し、経済・社会を活性化するためのものとして、行政改革や教育改革、財政改革が要請された。それと同時に、それらの改革を推進するためには、社会福祉を抑制して人びとのなかに自己責任の意識を喚起することが求められた。こうした文脈において、自己責任の語りは登場したのである。同様の傾向は、1990年代に入っても継続する。1990年代には、規制緩和が一層推進されるなかで自己責任が語られるとともに、政界だけでなく、経営者団体からも自己責任が語られるようになった。そのようにして語られた自己責任は、瀧川の言葉を借りれば、「閉塞・停滞した社会を改革する理念」〔瀧川 2001:32〕として語られたと捉えることができる。このように、経済成長が停滞した社会状況を打破するという文脈のなかで、自己責任の語りは、社会状況を改善していくための理念として登場した。しかし、それらの語りはあくまで政財界の議論の内部で行われたものであり、特定の個人に直接向けられたものではなかった。

2. 自己責任の語りの拡大と変容

社会改革の理念として登場し、政財界の議論において語られることの多かった自己責任であるが、1991年に発生した証券不祥事問題では、それまでとは異なる語りが展開された。そこで本節では、経済・社会状況の改革とは異なる文脈で自己責任が語られる契機となった証券不祥事問題を取り上げ、同事件にまつわる自己責任の語りを検討する。

(1)証券不祥事問題

1991年に発生した証券不祥事問題とは、証券会社が大口顧客に対して、不適正な手段を用いて損失補てんを行っていたことが問題となった出来事である〔種村

2005:150]。1991 年 6 月に、野村證券による年金福祉事業団への損失補てんが新聞紙上で報道されたことが発端となって以後、証券各社による大口顧客に対する多額の損失補てんが明らかになった [白石 1992:15]。具体的には、1988 年から 1991 年の間に大手 4 社、準大手・中堅 13 社、中小 4 社から損失補てんが行われ、その額は 2,165 億円にものぼっていた [ibid.,15]。また損失補てんの対象となった顧客も、優良企業、超一流ではない財テク企業、公的資金、地方中小金融機関、粉飾まがいのグループ企業、トラブルの相手方など多様性に富んでおり、その中には補てんを要求する者から、補てんを受けた認識のない者まで含まれていた [芝 1999a:154]。

ここで問題となっている損失補てんとは、「証券取引によって顧客に生じた損失の全部または一部を負担する、あるいは、証券取引による顧客の利益が一定の水準に達しなかった場合、追加的に利益を証券会社が提供すること」 [都筑・三好 2012:2] である。1989 年、大和証券が営業特金の顧客に対して 1970 年代に行っていた損失補てんが発覚したことで、損失補てんは一般に知られるようになるとともに、問題として認識された [芝 1999a:158]。大蔵省はこの損失補てんに対し、通達・行政指導を行ったが、それらの通達には実効性がなく、1991 年の証券不祥事問題につながったと指摘されている [ibid.,160]。

そのような背景をもつ損失補てんは、1991 年の証券不祥事問題において、強い非難を呼び起こした [芝 1999a:160]。新聞メディアも大きくこの事件を取り上げ、証券不祥事問題は社会問題化した。この事件を受け、国会は関係者に対して証人喚問を行い、経済団体連合会は「企業行動憲章」を公表することとなった [種村 2005:150]。また公正取引委員会は、四大証券会社の損失補てん行為は独占禁止法上の「不公正な取引」に該当しており、独占禁止法 19 条、2 条 9 号に違反するとして、措置勧告を行った [都筑・三好 2012:2]。こうした流れのなかで、1992 年には証券取引法が改正された。この法改正を経て、補てんの事前約束、補てんの事後約束、事後補てん行為が名文禁止されることとなった [白石 1992:16]。

以上が、本節で扱う証券不祥事問題の概要である。

(2)証券不祥事問題における自己責任の語り

こうした証券不祥事問題における損失補てんをめぐり、特に新聞メディア上で、自己責任が語られるようになる。新聞メディアは、損失補てんを行った証券会社、損失

補てんを受けた大手投資家（企業）、そのような損失補てんを生じさせた大蔵省への批判を展開した〔種村 2005:159〕。そうした批判を展開する際に語られたのが、自己責任原則である。例えば、1991 年 7 月 26 日の読売新聞は以下のように述べている。

いうまでもなく、証券取引の基本原則は取引の「公平性」と、損得の責任は投資家自身が負う「自己責任原則」である。この原則は、世界の証券市場に共通する基本ルールである。損失補てんは、世界共通のルールを踏みにじる行為といえる⁽³⁾。

この語りにおいて、自己責任原則は証券市場のルールであり、自己責任原則を無視して損失補てんを行うことはルールを破ることであるとされる。そしてこの自己責任原則に基づき、証券不祥事問題では、損失補てんを受けた大口投資家、損失補てんを行った証券会社、損失補てんを黙認した大蔵省の三者に批判が向けられた。

証券市場の自己責任原則というルールに照らし合わせれば、自らの投資の差損を損失補てんによって埋め合わせる行為は、自己責任を果たしていないと認識される。また、一般投資家に対しては損失補てんを行わず、大手投資家に対してのみ損失補てんを行うことは、証券取引における公正性を担保するための自己責任原則を歪ませる行為として認識される。さらに、そのような自己責任原則を歪める行為が繰り返し行われている状況から、大蔵省はそれらのルール違反を黙認していると認識される。これらの認識が、人びとに不公正感を与え、自己責任の語りとともに証券不祥事問題は社会問題化したとされる〔種村 2005:157-158〕。

また、市場への影響という観点からも自己責任原則を無視した損失補てんへの批判が展開されている。証券会社は、損失補てんを行うことによって市場仲介者としての中立性・公正性を損なうとともに、投資家に不公平感をもたらし、市場への信頼感を失わせることになると指摘される〔都筑・三好 2012:3〕。また芝は、「証券会社による保証約束・補てんは、投資者に自己責任原則の下での投資判断を行わなくさせ、市場の価格形成機能が歪められる」〔芝 1999b:199〕と述べる。つまり、損失補てんによって投資家に自己責任原則を放棄させることが、人びとの不公正感を喚起して市場の信頼感を失わせるとともに、価格形成機能を歪ませるという観点から、批判が展開されている。

以上を踏まえれば、証券取引において自己責任を果たさないことは、ルール違反であると同時に、不公正を働くことであると言える。公正な取引を成立させるために、皆が相応のリスクを負って証券取引に参加しているにもかかわらず、一部の人間だけがそのリスクから免れることは、不公正なこととして受け止められる。また、そうした不公正行為としての損失補てんが、損失補てんの対象とならなかった人びとの不公正感を引き起こした。証券不祥事問題では、こうした文脈において他者の不公正を責めるものとして自己責任が語られたのである。

また、そうした不公正が責められた背景として、経済成長の停滞と、それに伴う自己責任意識の高まりという社会状況も考えられる。本章第1節で検討したように、当時は経済成長の停滞を打破するために様々な改革が進められると同時に、自己責任意識の確立が要請されていた。そのような状況のなか、改革の主体であり、かつ自己責任意識を要請する側であった政財界において、このような自己責任意識の欠如が見られたことが、人びとの不公正感を喚起し、批判につながったと考えられる。

(3)証券不祥事問題を通じた自己責任の語りの変容

ここまで、1991年の証券不祥事問題において、自己責任が不公正を責める文脈で語られたことを確認した。この自己責任の語りは、本章第1節で確認した自己責任の語りとは異なるものである。その違いとして、次の3点が挙げられよう。

第1に、それまでは政財界の議論のなかで語られていた自己責任が、新聞メディア上で、具体的な他者に向けて語られるようになったことが挙げられる。証券不祥事問題では、大手投資家、証券会社、大蔵省が批判されたが、そのような具体的な他者に向けて、自己責任原則の欠如が指摘され、自己責任原則の徹底が求められたのである。

第2に、それまでは理念として提唱されていた自己責任に、非難の意味合いが付与されたことが挙げられる。石川は、証券不祥事問題をめぐる自己責任の語りについて、「その使用が社会か個人かによらず、ある種の不公正を責める、平たく言えば「ずるい」という感情や非難を含んで使用されていることに注目すべきであろう」[石川2017:8]と指摘する。他者の不公正を責める文脈で自己責任が語られたことにより、非難語としての使用が見られるようになる。

第3に、新聞メディア上での使用の広がり、メディア語としての普及が挙げられる。証券不祥事問題が発生した6月以降、朝日新聞、日本経済新聞、読売新聞のそれ

それぞれにおいて、「自己責任」概念の使用頻度が上昇したことが確認される〔種村 2005:148-149〕。証券不祥事問題を通じて自己責任をめぐる議論が高まったことで、自己責任という言葉の使用や語りのフィールドが広がったのである。

このように変容した自己責任の語りは、その後、他者を非難する語りとして人びとの間に浸透していくこととなる。

3. 自己責任の語りの浸透

(1) 自己責任の語りの広がり

社会改革の理念として登場した自己責任の語りは、証券不祥事問題において新聞メディア上で広く議論が展開されたことで、人びとの日常に深く浸透していった。そのような状況を、阿部は次のように説明する。

ここ数年、「自己責任」ということが、さまざまな場面で強調されている。マス・メディアでも、人々の日常会話の中でも、「自己責任」という言葉が頻繁に用いられるようになってきているし、法律の改正や法制度の改革が提案されるさいにも、「自己責任」の徹底化を図るということが、その根拠とされる場合がしばしばある〔阿部 2001a:31〕。

さらに阿部は、そうした自己責任の語りが、新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど様々なメディアによって産出されていると指摘する〔阿部 2001b:36〕。そのような状況を、瀧川は「自己責任ブーム」〔瀧川 2001:35〕と呼び、「「自己責任」は時代のキーワードである」〔*ibid.*,32〕と述べている。

このように自己責任の語りが社会に普及しつつある時代状況のなかで発生したのが、本節で取り上げるイラク邦人人質事件である。石川は、このイラク邦人人質事件が自己責任論の第一の山であり、この事件を通じて「自己責任という言葉が一気に市民権を得て広がった」〔石川 2017:9〕と指摘する。事実、イラク邦人人質事件が発生した2004年には、「自己責任」がユーキャン新語・流行語トップテンにノミネートされている。これらのことから、イラク邦人人質事件は、日本における「自己責任の語り」という現象を理解するうえで、極めて重要な出来事であると考えられる。よって、以下ではこのイラク邦人人質事件と、同事件をめぐる自己責任の語りを検討する。

(2)イラク邦人人質事件

イラク邦人人質事件とは、2004 年、イラクにおいて 3 人の日本人民間人が誘拐され、人質となった事件である [土居 2009:102]。当時日本は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（いわゆるイラク特措法）を制定し、自衛隊をイラクに派遣していたが、3 人を誘拐した武装集団は、彼らの人質にとることで自衛隊の撤退を要求した [ibid.,102]。これに対して、政府が「自衛隊を撤退させない」という立場をとる一方で、人質となった民間人の家族が「自衛隊の撤退も視野に入れてほしい」と政府に要望したことが議論を呼び、メディアでも大きく報道された [渋谷 2005:113]。

その後、3 人の人質は無事解放され、事件は終息したが、この事件をめぐって自己責任の語りが広く展開されることとなった。

(3)イラク邦人人質事件における自己責任の語り

イラク邦人人質事件を受け、政治家や政府高官からは繰り返し自己責任が語られた。河村建夫文部科学大臣（当時）は、「自己責任という言葉はきついかも知れないが、そういうことも考えて行動しないといけない。これは教育的な課題でもある」と述べた⁽⁴⁾。また、田村公平自民党副幹事長（当時）は、「退避勧告が何度も出されており、自己責任で解決を図るのは当然。救出にかかった費用は堂々と本人に請求すべきだ」と主張し、山東昭子元科技庁長官は、「自己責任をはっきり打ち出してもらいたい。なぜ（3 人の出国のために）チャーター機を出したのか。1 人は『イラクに残りたい』と言っている。こうした認識には問題がある」と指摘した⁽⁵⁾。

このように、政治家によって人質被害者の自己責任が盛んに語られるのに呼応し、新聞メディアにおいても、被害者の自己責任が語られていたことが確認できる。2004 年 4 月 16 日の読売新聞は、「聖職者らの説得奏功 問われる「自己責任」」と題し、次のように述べる。

政府や与野党には、危険地域への入国について、国民に「自己責任」を求めるべきだとの意見が改めて強まっている。外務省がイラク全土を対象に退避勧告・渡航自粛を再三呼びかけても、これを無視して邦人がイラクに入れば、法

的には阻止できないのが実情だ。今回の事件は、自己責任の原則を改めて確認する契機となった⁽⁶⁾。

また、大谷によれば、雑誌記事タイトルにおける「自己責任」の出現数は、2003年の27から、2004年には120へと激増している[大谷 2021:283]。大谷は、事件に関する報道とともに、メディア上で「自己責任」という言葉が多用されるようになったことで、同語が流行語になったと指摘する[*ibid.*,282]。

(4)イラク邦人人質事件における自己責任の語りの特質

このように、イラク邦人人質事件を通じて、政治家からメディア、一般人にいたるまで、多様な人びとによって自己責任が語られていた。そのことにより、自己責任という言葉が人口に膾炙するとともに、ひとつの社会的理念として浸透していったと考えられる。大谷は流行語と社会的風潮の関係性について、次のように述べている。

あることばがメディア上で多用された場合、人々はそのことばの意味内容のみではなく、使われる場面、文脈、ニュアンスなどを含めた総体として認知するとともに、「そういう事物が実際に存在し、流行している」ものと捉える。そして当該のことばを使う場面や文脈、ニュアンスをメディアの場合に倣い（あるいは真似し）リアルな日常で用い、そのような人々が増えれば増えるほど、ある社会的風潮が醸成される[大谷 2021:280]

ここから、メディアが「自己責任」という言葉を使えば使うほど、人びとはその言葉を日常で用いるようになり、その結果、自己責任を語る・問うといった社会的風潮が形成されと考えられる。つまり、イラク邦人人質事件を通じて政財界やメディアのみならず、一般の人びとまでもが自己責任を語るようになったことで、他者に対して自己責任を語る社会的風潮、あるいは理念が形成されていったと考えることができる。

また、イラク邦人人質事件を通じた自己責任の語りにより、証券不祥事問題で生じた自己責任の語りの変質がさらに進展したと考えられる。同事件で自己責任の語りの対象は、3人の人質被害者であった。彼らに対する自己責任の語りは、「バッシング」

〔土居 2009:102〕、「自己責任」「自業自得」キャンペーン〔堀越 2010:21〕であったと指摘されることから、語りの対象が被害者であったことが確認できる。このように自己責任の語りは、理念としての語りというよりもむしろ、具体的な他者に向けられる語りとしての性格がより明確になったと考えられる。

加えて、3 人の人質被害者に向けられた言葉が「バッシング」として捉えられたことから、非難の意味合いをもって自己責任が語られていたことも指摘できる。ただし、証券不祥事問題での非難は「ずるい」という不公正感によるものであったが、イラク邦人人質事件での非難は少々異なるものであった。大谷は、本事件での自己責任の語りには、「自業自得」とともに、「他者に負担を乞うな／迷惑をかけるな」との言説が込められている〔大谷 2021:281〕ことを指摘する。このことから、「ずるい」という不公正感を責める文脈における非難だけでなく、他者に迷惑をかけたことを非難する文脈においても自己責任が語られるようになったと考えられる。

以上の検討から、イラク邦人人質事件をめぐる自己責任の語りの背景・文脈は次のようにまとめられよう。自己責任が語られた背景としては、証券不祥事問題以降の、メディア語としての自己責任の広がりや、社会状況としての自己責任ブームが挙げられる。日常語とまではいかずとも、事件以前から自己責任の語りが広がりつつあったことが、流行語となるほどの自己責任の語りにつながったと考えられる。また、イラク邦人人質事件における自己責任は、その多くが3 人の人質被害者を非難・バッシングする文脈で語られた。それらの語りには、「他者に負担を乞うな／迷惑をかけるな」との意味が込められており、勧告を無視して国家や国民に迷惑をかけた人質被害者を非難するものとして、自己責任が語られた。これらのことを踏まえれば、自己責任の語りはイラク邦人人質事件を通じて、具体的な他者を非難する言葉として人びとの間に深く浸透していったといえる。それと同時に、自己責任という言葉が浸透することによって、人びとの間に自己責任という社会理念が醸成されていったとも考えられる。

4. 近年の自己責任の語り—貧困をめぐる—

(1) 貧困をめぐる自己責任の語り

イラク邦人人質事件を通じ、自己責任が日常的な言葉としてより一層人びとの間に浸透したことで、あらゆる事態について自己責任が追及されるようになった〔吉崎 2014:9〕。また、イラク邦人人質事件を通じて、自己責任の語りに「ずるい」という

意味だけでなく、「他者に負担を乞うな／迷惑をかけるな」との意味も付与された。これにより、不公正を働いた時だけでなく、他者に迷惑をかけた際にも、自己責任を問われうる状況になった。

そうした自己責任の語りの変質によって、証券不祥事問題やイラク邦人人質事件といった、社会問題化するほどの出来事が起こらずとも、人びとが日常的に自己責任を語るようになったのである。結果、近年では貧困をめぐる文脈で自己責任が語られるようになっている〔石川 2017:11〕。その一例として、朝倉は自己責任を次のように説明する。

一般に自己責任とは次のように理解されているとみて間違いないだろう。誰もが自分の生計を立てるべく務めているし、その限り自分の責任を果たしている。だが、その努力を怠るなどの選択の結果、公的な援助を必要とするならば自己の責任を果たしていない〔朝倉 2021:178-179〕

上記の引用によれば、自分で自分の生計を成り立たせることは自己の責任であるため、もし生計を立てられないような事態、すなわち貧困状態に陥ったとしても、それは自己責任である。このような見方や理解が、一般的なものになっているとされる。

そこで本節では、近年、自己責任を語られることが多くなった貧困周辺での自己責任の語りを検討し、自己責任が語られる文脈・背景を整理する。

(2) 「貧困に陥るのは自己責任」

貧困をめぐる自己責任の語りにおいては、貧困に陥るにはその当人に何らかの責任があるとされる〔石川 2020:55〕。そこでは、「それまでの当人の生活の在り方、資産形成をしてこなかったこと、怠惰や人格、道徳性の問題」〔*ibid.*,56〕によって貧困に陥ったとして、自己責任が追及される。こうした自己責任の語りは、貧困の要因についての責任を問うものと考えることができる。阿部らの実施したインターネットモニター調査の結果によると、貧困に陥るのは「個人的要因」と考える者の割合は、39%にのぼり、「社会的要因」と考える者の割合を上回っている〔阿部・東・梶原・石井・谷川・松村 2019:151〕。このことから、社会において「貧困に陥るのは自己責任」という認識が広がっていることが伺える。

一方、貧困をめぐる自己責任の語りには、貧困の要因についての責任だけでなく、貧困の解決についての責任を問うものも含まれている。阿部らは、「がまんして節約した生活を送り、人の倍以上働くなど、結局は個人の頑張りなどの努力が『貧困を解決する』方法だと思う」という意見に同意する人びとが、一定数存在することを示している〔阿部・東・梶原・石井・谷川・松村 2019:152〕。その上で阿部らは、貧困要因の自己責任を語る者が必ずしも貧困解決の自己責任を語るわけではなく、2つの語りは関連するものではあるが、直結するものではないと述べる〔*ibid.*,152〕。

つまり、単に「貧困なのは自己責任」という、貧困をめぐる自己責任の語りであっても、その語りには貧困に陥った要因の責任を問うものと、貧困状態であり続けることの責任を問うものが混在していることが分かる。このことから、貧困をめぐる自己責任の語りは多層的なものであり、何に対して自己責任を語っているか、またその語りによって何が非難されているかは、語り手や文脈によって異なると考えられる。

(3)働かぬ者への非難

貧困をめぐっては、貧困に陥った要因に対して自己責任を問うものと、貧困状態を解決せず貧困であり続けることに対して自己責任を問うものがあり、貧困をめぐる自己責任の語りが多層的なものであることを確認した。そうした多層性は、自己責任の語りを向けられる対象についても指摘することができる。ここではまず、働かぬ者へ向けられる自己責任の語りを整理する。

働かぬ者への自己責任の語りは古くから確認できる。島は、野宿者に対する自己責任の語りを次のように描く。

多くの市民は、野宿者を「怠け者」とみなしているし、それゆえ野宿の責任は「本人」にあると考えている。「怠け者」が野宿を余儀なくされたとしても、それは「本人の責任」であり、「自業自得」だ、というわけである〔島 1999:13〕

ここで言われている野宿者とは、いわゆるホームレスのことである。働かずに野宿を余儀なくされたとしても、それは怠けた本人の責任であるから、野宿状態に陥るのは自己責任だという語りが展開されている。

同様に笹沼も、ホームレスの人びとが、「わがまま」「怠け者」の烙印を押されてい

ると指摘する〔笹沼 2008:11〕。「俺たちはこんなに頑張って我慢して働いているのに
お前たちはなんだ。怠け者、ゴミくず」といった八つ当たりが、若者によるホームレ
ス襲撃事件や、サラリーマンによるホームレスへの陰湿ないじめにつながっているの
である〔*ibid.*,11〕。

これらの野宿者、ホームレスに対する自己責任の語りの背景には、「自分たちは怠
けず真面目に働いて、生計を立てている」という意識が語り手の中にあると考えられ
る。「我々は自分の生計を立てる責任を果たしているのに、ホームレスの人びとはそ
の責任を果たしていない、それは不公正である」という感情から、働かずに貧困に陥
る人びとを非難する文脈で、自己責任が語られていると言えよう。

このような語りは、生活保護バッシングにも見られる。生活保護バッシングとは、
2012 年にお笑いタレントの母親に生活保護受給歴があることが週刊誌によって暴露
されたことで展開された、一連の批判報道である〔阿部ら 2019:145;石川 2017:10〕。
その一連の批判では、生活保護を受給していた芸能人の母親に対して、自民党の片山
さつきや世耕弘成が不正受給と断罪し、マスメディアやインターネット上でもバッシ
ングが展開された〔石川 2017:10〕。

そうした不正受給に対するバッシングの背景には、証券不祥事問題をめぐる自己
責任の語りで浮き彫りになった「ずるい」という感情、すなわち不公正感が存在する
と考えられる。ホームレスの人びとへの自己責任の語りと同様、「我々は自分の生計
を立てる責任を果たしているのに、生活保護を不正受給する人びとはその責任を果た
していない、それは不公正である」という感情から、働かぬ人びとを非難する文脈で
自己責任が語られているとすることができるだろう。また石川は、比較的裕福な層が、
自身の税負担から生活保護バッシングに参加していることを指摘する〔石川
2020:56〕。つまり、自身の生計を立てるという責任を果たしている自分たちの税金
によって、働かずに怠けている人びとが保護を受けていることに対する不公正感から、
バッシングに参加しているというのである。

このように、働かぬ者に対する自己責任の語りの背景には、働く人びとの不公正
感がある。その上で、働かずに怠けている人びとを非難する文脈で、貧困をめぐる自
己責任の語りが展開されているのである。

(4)働く者への語り

貧困をめぐる自己責任の語りは、働かぬ者に対してだけではなく、就労している人びとに対して語られることもある。

例えば、吉崎によると、「給料が低い、あるいは「非正規」の仕事しかないのは、過去に努力せず、労働者としての力量を積んでこなかったからだ」という自己責任の語りが、低賃金労働者や非正規雇用者に対して向けられているという〔吉崎 2014:9〕。そこでは、リストラや低賃金は「負け組」の自己責任とされ、貧困に陥ったのはそのような職業に就いた自分の責任だとして自己責任が語られる〔*ibid.*,6〕。また鈴木は、より具体的な職業としてセックスワーカーを挙げ、自己責任の語りについて論じる。鈴木は、「セックスワーク(売春や性風俗産業)の中に埋没する「最貧困女子」」に対しても、「その仕事を選んだのはまさに自己選択・責任だろう」として自己責任が語られることを指摘する〔鈴木 2014:12〕。

このように、働くことで自分の生計を立てようとしている者であっても、自営業やフリーランス、非正規雇用といった被用者以外の働き方を選択し、貧困状態に陥った場合に、自己責任が語られているのである〔石川 2020:56〕。

こうした働く者の貧困に対する自己責任の語りの背景には、次のような論理があると湯浅は指摘する。

①フリーターには、ちゃんとした正社員になるという選択肢があった、②フリーターは、あえてそれを選択しなかった、③本人が弱くてだらしなくて、きちんとした将来設計（自己管理）ができていないからだ、④それは本人の責任である、⑤給料が安いとか雇用が不安定だとか不満を言うのは御門違いであり、社会が甘やかしているからそうなる〔湯浅 2008:72-73〕。

これはフリーターを例に挙げた論理展開であるが、湯浅は、他の語りにおいても同様の論理展開がなされていると指摘する〔湯浅 2008:73〕。この論理によれば、その職業を選択したこと、その職業を選択するに至った本人のだらしなさに貧困の責任があるということになる。つまり、過去の選択に対する自己責任と、過去の怠惰に対する自己責任の2つが語られているのである。過去の怠惰に対する自己責任は、働かぬ者に対する自己責任の語りと共通しており、怠けている人びとを非難するという意

味合いが込められていると考えられる。一方、過去の選択に対する自己責任の語りについては、自己決定と自己責任を関連付ける考えが広く普及していたことが指摘されている〔児島 2000:17〕。そうした自己決定と自己責任を結びつけて捉える見方が普及していたことが背景となり、自己責任の語りが展開されたと考えられる。

以上を踏まえれば、働く者の貧困に対する自己責任の語りの背景には、自己決定と自己責任を関連付ける見方の普及と、働く人びとの不公正感があると考えられる。自身の選択や怠惰によって、現在の貧困状態がもたらされているのに、なぜきちんと働いて責任を果たしている我々が彼らを救済しなければならないのか、という不公正感が救済の否定、さらには救済を求める者への非難へとつながる。それらを背景に、自身が不利となるような選択をした者や、過去に怠けていた者を非難する文脈において、貧困をめぐる自己責任が語られていたのである。

5. 小括

以上、本章では 1980 年代に政財界の政策論議のなかで自己責任が語られてから、現在にいたるまでの自己責任の語りを整理してきた。まず、第 1 の区分である自己責任の語りが登場した 1980 年代から 1990 年代において、自己責任は具体的な他者に向けて語られるものではなく、政策論議のなかで理念として語られるものであった。しかし、証券不祥事問題以降、自己責任はメディア語として拡大するとともに、具体的な他者を非難する際に用いられ、非難の意味合いが付与された。これを本稿では第 2 の区分とした。その後、自己責任の語りが社会に普及しつつあるなかで発生したイラク邦人人質事件により、自己責任が流行語となるほど社会に浸透した。また、同事件をきっかけに、それまでは「ずるい」という不公正感に基づく非難の意味に加え、「他者に負担を乞うな／迷惑をかけるな」という非難の意味が付与された。このような変質を遂げた時期を、本稿では第 3 の区分とした。そのような過程を経て、人びとの日常の隅々にまで広まったことで、あらゆる事柄に対して、自己責任が語られることとなった。その中でも、近年語られることの多い貧困をめぐる自己責任の語りに焦点を当て、第 4 の区分である近年の自己責任の語りを検討した。そこでは、人びとの不公正感を背景に、貧困という困難な状態にある人びと、あるいはそのような状況からの救済を求める人びとに対して自己責任が語られていた。また、自己責任で貧困に陥ったにもかかわらず救済を求めてくる者に対しては、厳しいバッシング・非難が展

開されていたことが確認された。

このように、自己責任の語りは、1980年代に登場して以降、その言葉の意味を変容させながら、人びとの間に広まってきた。次章では、本章の検討を通じて明らかになった自己責任の語りという現象の実態を踏まえ、自己責任の語りについての分析を進めていく。

第3章 自己責任の語りがもたらしたもの

本章では、第2章で確認した日本社会における自己責任の語りという現象の実態を踏まえ、自己責任の語りがどのような社会状況を生み出しているのかを分析する。本章ではまず、自己責任の語りがもつ意味を検討し、人びとが自己責任を語る要因を明らかにする。続いて、そのような自己責任の語りが、どのような帰結をもたらすのかについて論じる。自己責任の語りによってもたらされる状況を描き出すことにより、自己責任の語りのもつ負の側面を明らかにすることが、本章の目的である。また、最後に自己責任の語りへの批判を検討することで、より複眼的に、自己責任の語りがもたらす負の側面を捉えることを目指す。

1. 自己責任を語ることの意味

本節では、自己責任を語るという行為自体がもつ意味について検討する。自己責任の語りには様々な背景があることを第2章で確認したが、ここではそうした語りのもつ意味について議論を深めていく。

(1) 責任回避の発話

阿部によれば、自己責任の語りとは特定の意味をもつものであり、その本質は「責任回避の発話」であるという〔阿部 2001:37〕。例えば、サービスの説明書きにおいては、サービスの提供者がサービスの利用者に対して自己責任を語る。その語りには、「サービスの瑕疵や不適切な利用等によってサービス利用者が被った被害について「誰が責任を負うか」という問題に関して、あらかじめ明確な答えを与えておく」〔阿部 2001:38〕という意図がある。なぜなら、サービスの利用に際して、利用者と提供者は相互に敵対的な関係に陥る可能性を有しており、サービス提供者は損害に対する責任を問われる可能性を有しているからである〔*ibid.*,37〕。そこでサービス提供者は、サービス利用者の自己責任を語ることで、サービスを提供する自分自身には責任がないということを主張するのである。これにより、サービス提供者はサービス利用に関わる損害の責任を回避することが可能になる。こうしたことから、阿部は自己責任が「責任回避の発話」とであると指摘した。

同様の指摘は堀越からも提示されている。堀越は、経営者団体による自己責任の語りを、「企業・経営者自らにおける自己規律」、「日本全体の社会経済政策（構造改革）の基本原則」、「一般の人々の社会生活における人間行動原則」の3つの位相に分類した〔堀越 2010:32〕。その上で、3つ目の「一般の人々の社会生活における人間行動原則」としての自己責任の語りについて、次のように批判する。

権限や責任を有する者が、そうでない一般の人々に対して強いるこの第3の自己責任論は、それを強いる者にとっては自己弁護と責任回避（無責任）をもたらすことになるであろう〔堀越 2010:32〕。

上記の引用によれば、権限を有する者による自己責任の語りは、語り手の責任回避につながるものである。この堀越による指摘からも、自己責任を語ることが、責任を回避することを意図していると言えるであろう。

また土居は、イラク邦人人質事件において語られた自己責任は、政府やマスメディアが「自らの責任を追及されるのを逸らすために、考え出したものである」〔土居 2009:105〕と指摘する。土居は、そもそもイラクへの自衛隊派遣は正しかったのか、自衛隊派遣はイラクの人びとのためではなくアメリカ追従の態度を示すためだったのではないか、マスメディアはそうした政府に迎合してきたのではないか、という形で自身の責任を問われ、批判を受けることを恐れた政府やマスメディアが、その矛先を自身から逸らすために用いたのが、自己責任の語りであったと指摘する〔土居 2009:104-105〕。この指摘からも、自己責任の語りが、語り手の責任回避のための発話であると言えよう。

このように、自己責任を語るという行為には、語り手が自らの責任を回避しようとする意図があり、自己責任の語りには責任回避という意味があることが分かる。それでは、なぜ人びとは自らの責任を回避しようとするのであろうか。

(2)責任のもつ「重み」

人びとが責任を回避しようとする要因の1つに、責任というものがもつ「重み」があると考えられる。那須は、責任が「人が毎日の生活のなかで引き受けあい、負わせあう有形無形の負担の総称」〔那須 2019:219〕であると述べる。そして、その「負担

ゆえに誰もがこれを免れようとする」ものであると指摘する〔*ibid.*,219〕。同様に瀧川も、責任実践が重みと痛みを伴うものであると指摘する。瀧川は、責任実践には営まれざるを得ない「不可避性・切迫性」が含まれており、そうした「不可避性・切迫性」のために、責任実践は重みと痛みを伴い、しばしば辛い実践になると述べる〔瀧川 2003:6〕。

また児島は、責任をとることについて、次のように述べている。

「責任をとる」とは、良くない結果があった場合に、そのような結果をもたらした非を認め、被害を被った者がいる場合には謝罪し、償いをするとともに、責めによって当人が苦痛を感じ、心苛むことであるといえる〔児島 2000:32〕。

上記の引用によれば、責任をとることとは、自身の行為の非を認め、その非に対する責めを受け止めることである。当然、責めを受け止める際には苦痛を感じ、心苛むことになる。

ヤングは、責任を課すもっとも一般的なモデルを「帰責モデル」として定式化した〔ヤング 2014:145〕。その上で、帰責モデルにおいては、「危害に対する罪や過失を特定する法的な推論」に基づいて当人に責任があるとみなされた場合、その者は非難に値すると判断されると論じた〔*ibid.*,145-146〕。つまり、責任があると判断されることで、責任を問われる者には非難される正当な根拠が与えられる。これは第2章において、自己責任の語りに非難の意味が付与されたことを説明する論拠ともなる。責任の有無に関する推論が一方的なものであったとしても、責任があると判断されれば、責任を問われる者は非難されることになる。それゆえ、自己責任の語りによって責任を問われることは、非難されることと結びついたのである。

このように、責任を問われることは非難を受けることを意味し、責任をとるためにはその非難を受け止める必要が生じる。そのため、責任をとることは苦痛や痛みを伴うものとなり、人びとは責任を負担として捉えるようになる。人びとが責任に対して感じるこの負担こそが、責任の「重み」であり、責任の回避の要因の1つとして挙げられる。

(3)責任の押し付けとしての自己責任の語り

前項で取り上げたヤングの帰責モデルによれば、責任があるとみなされた者は非難の対象となる。そのため、帰責モデルのもとでは、人びとは自己防衛的になり、「責任の押し付けあい」を始めがちである [ヤング 2014:149]。つまり、責任があると判断され、非難の対象となることを避けるために、人びとは自身に問われうる責任を回避し、他者に転嫁しようとする。そこで用いられるのが自己責任の語りである。

このことは、石川が、自己責任が語られる場面は「肯定的で明るい場面ではなく、良くない結果であり、本人にとって苦しい場面での、苦しみや負担の所在を問うような」 [石川 2017:6] 場面であるとしていることから指摘できよう。「それは自己責任である」と語ることで、自身が問われる（かもしれない）責任を回避し、責任の所在を他者へと転嫁する。これにより、自身は責任を負わないことが宣言でき、責任に伴う非難を避けることが可能となる。このように、自己責任という「美名」のもとに、さまざまなリスクを個人に転嫁するということが行われているのである [今田 2004:236]。

こうした責任を押し付けるという現象は、大澤が帰責ゲームと呼ぶ状況に類似している。大澤によれば、今日我々は、これまでにないほど責任の所在を明らかにしようとする要求の高まりに直面しており、そうした要求は、同時に責任を透明化したり、厳格化したりしようとする欲望を高め、責任の宛先を一義的に明確化しようする指向をもたらす [大澤 2015:59-64]。そうした指向が、「それはあなたの責任だ」と言い続ける個人をもたらし、責任の押し付けあいへつながるとされる [ibid.,61]。こうした責任を押し付けあう現象が、大澤が「帰責ゲーム」と呼ぶものである。

現代の自己責任の語りも、「それはあなたの自己責任だ」と言って責任を他者に押し付け、責任の所在を明確化しようとする点で、大澤の指摘する帰責ゲームと似た状況に陥っていると言えよう。

ただし、ここで確認しておきたいのは、大澤の帰責ゲームでは、責任が不発化するという点である。帰責ゲームでは、責任を押し付けあった結果、「責任は、宛先を失って人々の間をいつまでも巡回し続けたり、あるいはどこにも到着することなく消え去ったりしてしまう」 [大澤 2015:65] のである。しかし、現在我々の前で生じている自己責任の語りにおいては、責任は不発化することなく、社会的弱者のもとに滞留してしまっているのである。

本節の検討を踏まえると、自己責任の語りの意味は次のようにまとめられよう。現代の帰責モデルのもとでは、責任があるとされた人は非難の対象となる。そのため、人びとは責任とそれに伴う非難を避けるために、他者に対して自己責任を語る。これにより、自己責任の語り手は、自身の責任を回避し、他者に責任を転嫁する。しかし、責任が負担として捉えられている以上、責任を転嫁された人もまた、その責任を別の他者へ転嫁しようとする。このように、自身の責任を否定するとともに、他者にその責任を転嫁しようとすることで、責任の押し付けあいが発生する。こうして自身の責任を否定し、他者に責任を押し付けるために用いられるのが、自己責任の語りである。これらの検討から、自身の責任回避、他者への責任転嫁が、自己責任の語りの意味であると結論付けられる。

2. 自己責任の語りによる抑圧

自己責任の語りは、自身の責任を回避し、他者に責任を転嫁し押し付けるという点で、帰責ゲームと似たものである。しかし、帰責ゲームにおいては責任が不発化するのに対し、自己責任の語りでは、責任が不発化しないと本章第1節で述べた。そこで本節では、なぜ自己責任の語りでは責任が不発化していないと言えるのか、不発化しないのはなぜなのか、そして不発化しなかった責任はどのような帰結をもたらすのかについて、検討する。

(1)内面化される責任

石川は、自己責任の語りによって、自己責任を問われた者が「納得し、自分が悪い、努力が足りない、と自身の不遇を甘受する場合がある」〔石川 2017:13〕と指摘し、これを「自己責任の内面化」〔*ibid.*,13〕と呼ぶ。齋藤は、自己責任の語りによって社会的弱者は「否応なく強者の価値観の刷り込み」圧力に屈し、“自己責任”を引き受けてしまう〔齋藤 2020:129〕と指摘する。

そのように自己責任を内面化していく過程を、湯浅は「五重の排除」〔湯浅 2008:59-61〕として説明する。自己責任の語りは、「教育課程からの排除」、「企業福祉からの排除」、「家族福祉からの排除」、「公的福祉からの排除」といった第1から第4の排除を受けた者を「あなたのせい」と片づける。そうして排除された者は、自分の尊厳を守れず、自分を大切に思えない状態にまで追い込まれ、「自分のせい」とし

て内面化してしまう。これが第5の「自分自身からの排除」であるとされる。

これらの指摘からは、自己責任の語りによって責任を押し付けられた個人が、その責任を次の他者に転嫁できず、自身の責任として内面化してしまっている現状が読み取れる。そこでは、責任が宛先を失っていつまでも巡回し続けたり、どこにも到着せず消え去ったりしてしまうことはない。自己責任の語りによって社会的弱者に押し付けられた責任は、その個人に内面化されることで次の他者には転嫁されず、押し付けられた個人のもとに滞留する。このことから、自己責任の語りにおいては、責任が不発化していないと言えるのである。

(2)社会の責任の否定

それではなぜ、自己責任の語りでは責任が不発化せず、内面化されてしまうのだろうか。その要因の1つとして、自己責任の語りのもつ特質が挙げられる。

吉崎は、自己責任の語りとは次のようなものであると述べる。

自己責任を強調することで、さらに進んで、さまざまな問題を、徹底して一人ひとりの個人の内部に閉じ込めようとします。(中略)社会問題一般を個人の問題に還元・解消することで、客観的・現実的な諸問題や諸矛盾から目をそらさせたり、それらの問題や矛盾に対する批判や抗議を封じ込め、抵抗の意思を砕こうとします [吉崎 2014:19]。

上記の引用によれば、自己責任の語りは、責任を個人に押し付けることに加え、その押し付けに対する批判や抗議を封じこめるものであると言えよう。

ここで重要となるのは、自己責任を語ることによって、社会の問題が個人の問題に還元されるということである。波多野は、社会に存在するリスクについて、自己責任が語られることによって「社会的連帯が否定され、みずからの行為にともなうリスクをみずから負担することが求められ」[波多野 2001:43] なるようになると指摘する。例えば、現在展開されている無過失責任の法理や保険の論理においては、どれだけ思慮深くても、人間の意思的活動とは関係なく事故は一定の確率で発生するため、誰もが等しくリスクをもっていると想定される [ibid.,42-43]。こうした無過失責任の法理や保険の論理のもとでは、事故のリスクを個人が負うのか、あるいは社会全体で連

帯して負うのか、ということが問題になるはずである。しかし、社会的連帯を否定する自己責任が語られることによって、責任の所在が個人に収斂されてしまうのである。

同様に石川は、自己責任の語りが、「何らかの悪い結果に対して、損失や害を本人が負担すべきである、その負担を他者が肩代わりしないという場面で用いられることが多い」[石川 2020:57]と指摘する。そのような語りは、社会的弱者が社会保障や損失補てんの対象となることを否定し、損失や害といった負担を「責任の起因である（と思われる）者に押し留める」[*ibid.*,57] ことにつながる。

このように自己責任の語りには、さまざまな問題やリスクについて、社会の責任を否定し、個人の責任として個人に押し留める働きがある。これが自己責任の語りがもつ特質であり、自己責任の内面化につながるものであると考えられる。

(3)教育を通じた自己責任の内面化

自己責任の語りがもつ特質とともに、自己責任を内面化する要因として、教育が果たしている役割も挙げることができる。第2章において、臨時教育審議会の答申を引き、自己責任の原則を身に付けさせる教育が希求されたことを確認したが、その後の教育政策はその提言を着実に実行に移していった。

佐貫は、新自由主義教育改革以降の学力改革について、「生きられるかどうかは学力を獲得できるかどうかの自己責任に帰するという論理へと組み換えられつつある」と指摘した[佐貫 2009:15]。佐貫によれば、新自由主義教育改革において掲げられた『『生きる力』としての学力回復』というスローガンは、「数少ない「勝ち組」の席を自己責任で獲得しなければ生き残れないぞというメッセージとして読み取られざるをえない」[*ibid.*,13-14]ものであったとされる。

同様に荻谷は、現代社会を「どのような学力を持っているかが、社会経済的な財を産む資本となる」学習資本主義社会と位置づける[荻谷 2007:4]。その上で、荻谷は学習資本主義社会においては、人的資本の形成に対して自己責任が問われると指摘する[*ibid.*,6]。

さらに国連子どもの権利委員会は、現在の学校現場が「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）」となっていることを指摘し、発達を害されることなく子ども時代を享受できるような措置を講ずることを促した[子どもの権利委員会 2019:5,11]。そうした指摘を受け、但田は、ストレスの多い学校環境においては、

子どもたちが「勉強できないのは自己責任」と感じざるを得ない状況に置かれていると論じた〔但田 2021:7〕。

これらの指摘からは、社会で生きていくための学力や人的資本の獲得・形成を担う学校教育において、子どもたちが自身の学力・生きる力の獲得に対して自己責任を問われている現状が読み取れる。このような学校教育のあり方は、子どもたちに自己責任の原則を身に付けさせるという点では、臨時教育審議会の示した方向性に沿うものである。しかし、そのことは同時に、幼少期から子どもたちが自己責任を内面化する可能性があることも意味する。幼少期において、学力獲得の自己責任を内面化してしまうことは、将来貧困状態に陥った際に、自己責任の語りを受け入れ、自己責任を内面化することにつながりかねない。

(4)抑圧された人びと

本節では、自己責任の論理を組み込んだ教育や、社会の責任を否定する自己責任の語りによって、自己責任を内面化してしまった人びとの姿を描き出すことを通じ、自己責任の語りのもつ負の側面に注目する。

野宿者へのインタビュー調査を行った生田は、「多くの人は、野宿に至ったことを「社会の問題」ではなく「自分のせい」ととらえがちである」〔生田 2007:216〕と指摘する。生田によれば、多くの野宿者がそのように考えてしまう背景には、「野宿者自業自得論」「自己責任論」があるという〔*ibid.*,215〕。「仕事をしようとしめない」、「働けばよい」、「努力が足りなかったのではないか」というような貧困をめぐる自己責任の語りが展開されたことで、多くの野宿者が現在の状況を「自分のせい」と捉えるに至ってしまっているのである。これこそが、自己責任の内面化と呼ばれる状況である。

同様に吉崎も、人びとが自己責任を内面化する様子を次のように描いている。

たとえば、仕事に就けないのは、自分の無能や意欲のなさによるのだ、そしてそれは、他人のせいではなく、まさに自分のいたらなさによるものなのだから、誰かに助けを求めてもならないし、求めない、あるいは、社会に評価されるような「能力」も何ももたず、社会に貢献できない自分は、社会にとっていわば「負担」であり、無視され放置されてもやむをえず、沈黙するほかない〔吉崎

2014:23]。

吉崎は、こうした想念が若者たちを捉え、自己責任を内閉化していると述べるとともに、自己責任の内閉化が人びとの希望や願いや夢を打ち砕き、深い抑圧へと導いていると指摘する [吉崎 2014:22-23]。

このように自己責任を内面化・内閉化することは、「何もかもを諦めた生」を生きることにつながると湯浅は指摘する [湯浅 2008:61]。自己責任の語りによって、期待や願望、それに向けた努力を挫かれた者は、自分の尊厳を守れなくなるとともに、何のために生き抜くのかといった、当たり前のことが見えなくなる [湯浅 2008:61-62]。その結果、彼らは「希望・願望を破棄することでようやく生きることができるような状態」[*ibid.*,62] へ陥ってしまい、「何もかもを諦めた生」を生きることになる。

そうした「何もかもを諦めた生」を生きる例として、ここでは、笹沼が野宿者をパトロールするなかで出会った男性を例に挙げる。笹沼が 2000 年の夏に野宿者をパトロールし、「市や国に対して要望はないか」と尋ねてまわったところ、70 歳近い男性が「家に住むなんて滅相もない、俺は住所不定者なんだから。せいぜい週一遍風呂でもあびられればいい」と答えたという [笹沼 2008:8]。

この発言は、まさしく希望・願望を破棄し、「何もかもを諦めた生」を生きる姿を表したものであろう。このように自己責任の語りによって責任を押しつけられ、それを内面化してしまった人びとは、「何もかもを諦めた生」を生きることを余儀なくされ、深い抑圧状況のなかに押し留められてしまっている。自己責任の語りによって自己責任を内面化し、抑圧状況に追い込まれてしまう。これが自己責任の語りがもつ負の側面であり、不発化しなかった責任がもたらす帰結であると言える。

3. 自己責任の語りへの批判

(1) 自己責任の語りがもたらす内面化、抑圧への批判

前節で確認したように、自己責任の語りには、人びとに自己責任を内面化させ抑圧するという負の側面がある。こうした負の側面を踏まえ、堀越は自己責任の語りを次のように批判する。

自己責任は、本人にとっては他者責任や社会責任、あるいは企業責任といえる諸問題全てを自己責任として受け止めるという、自己否定・自己嫌悪・自己虐待といった後ろ向きの病理的論理を甘受せざるを得ないことになり、正当化されるものではない〔堀越 2010:32〕

上記の引用は、自己責任の語りによって、社会の責任が否定され個人に責任が押しつけられていること、人びとが自己責任を内面化し、抑圧されることを批判していると読み取れる。

さらに堀越は、自己責任の語り自体が「強い個人」を希求するものであり、失業や非正規雇用などに苦しむ若者・女性・高齢者といった「脱落者」を自己責任の名の下に切り捨てるものであったと指摘する〔堀越 2010:34〕。彼らのような自己責任の語りの「犠牲者」は、自己責任を強要されることにより、自身の中に自己責任意識と自己嫌悪意識を醸成し、孤立と絶望と不安の中に落とし込まれてきた〔*ibid.*,34-35〕。こうした堀越の指摘も、自己責任の内面化と、それによって抑圧され、「何もかも諦めた生」を生きることを余儀なくされる状況を批判していると読み取れる。

(2)自己責任の語りのもつ欺瞞性への批判

このように自己責任の内面化をもたらし、人びとを抑圧する自己責任の語りについては、その語りのもつ欺瞞性への批判も展開されている。

例えば朝倉は、自己責任の語りを次のように批判する。

「自己責任」論とは単なる政策言語（つまりイデオロギー）として人口に膾炙するようになったのであり、政策上の不都合を個人の属性の問題へと意図的に還元する欺瞞に過ぎないのである〔朝倉 2021:170〕。

朝倉によれば、自己責任論は、「福祉国家における社会保険や社会保障などの社会福祉的財源をできるだけ縮減して高所得者の大規模な減税に結びつけたい右派やネオ・リベラリズムが始めた」〔朝倉 2021:169〕ものである。これは、本稿の第2章ですでに確認したことと同様である。さらに朝倉は、その議論に反論するはずの左派の立論の前提にも自己責任が取り込まれたことを指摘する〔*ibid.*,169〕。このことから、

政策論議の中で政策決定者の都合に合わせて語られた自己責任は、政策決定者の欺瞞であると批判される。

また土井も、社会制度を整備すべき立場にある人たちが自らの背負わなければならない責任を棚上げにするものであるとして、自己責任の語りを批判する〔土井 2019:117〕。昨今では、人生のあらゆる局面において自助努力が求められているが、その能力を身につけるための環境が必ずしも全ての人に等しく開かれているわけではない〔土井 2019:117〕。そのような状況であるにもかかわらず、能力を身につけるための社会制度や環境を整備すべき立場にある人びとは、自己責任を語ることで、「不公平な環境に置かれた当事者たちにその責任を負わせようとしてきた」〔*ibid.*,117〕のである。これもまた、自己責任を語る者の欺瞞であるとみなされ、批判されることとなる。

このように、自己責任の語りに対しては、自己責任の語りがもたらす内面化や抑圧状態への批判、自己責任の語りの欺瞞性への批判が展開されている。

(3)懲罰をちらつかせる語りへの批判

自己責任の語りへの批判として、最後に自己責任の語りがもつ懲罰性への批判を検討する。朝倉によれば、責任とはそもそも「利他」もしくは人助けの義務の意味」で使われてきたという〔朝倉 2021:169〕。しかし、今日において責任という言葉は、「本人の選択による結果として招いたことへの厳しい懲罰的な意味で追跡的に (tracking) 使われることが多くなった」〔*ibid.*,169〕という。

またアメリカを中心とした様々な福祉国家における自己責任の語りを分析したモンクも、何十年かの間に責任の概念は懲罰的な核へと収斂してきており、自己責任を語り、責任に訴えることは、「正しく責任あるふるまいを一懲罰という脅しをちらつかせながら一人に強いる方法」〔モンク 2019:21〕であると指摘する。そのように責任概念が懲罰的なものに収斂してきた結果、現代の福祉国家は自己責任を語ることで、有徳な者に報酬を与え、援助に値しない者に懲罰を与える小間使い役を担わされていると指摘される〔*ibid.*,177〕。

このように、現在の自己責任の語りは、自己責任を果たさなかったことを非難し、自己責任を果たさなかった者に懲罰を与えるものとして用いられている。そしてここでの懲罰とは、例えば援助を与えないというものであったり、手を差し伸べないとい

うものであったりする。

そのような懲罰をちらつかせる自己責任の語りに対して、例えばヤングは、構造的不正義という観点から批判する。ヤングによれば、ホームレス状態に陥りやすいという状況は、その者に「固有の個人史」ではなく「社会構造上の立場」であるという[ヤング:2014:65]。そしてヤングは、そうしたホームレス状態に陥りやすいという状況を、「公的な政策や民間の政策双方の多く、また、規範的規則や広く受け入れられている実践に従って行動する、何千もの人びとの行為から生み出されている」[*ibid.*,68-69]と指摘する。つまり、ホームレス状態に陥るという状況は、社会構造によって引き起こされているものであり、ホームレス状態に陥った個人の自己責任のみに求めることはできないのである。これはホームレスを事例に挙げたものであるが、ホームレスを始めとする困難の原因は自己責任のみに起因するものではないため、自己責任を果たさなかったことを理由に懲罰を加えることは、不適切であると言える。

このように、社会の構造的不正義から見た時、懲罰をちらつかせる自己責任の語りは妥当なものではなくなり、批判されるのである。

4. 小括

以上、本章では、自己責任を語ることの意味を明らかにした。その上で、自己責任の語りがどのような帰結をもたらすのかについて検討してきた。人びとが自己責任を語るのは、他者に責任を押し付けることで、責任に伴う非難や苦痛といった負担を回避するためであった。そうした、自身の責任回避、他者への責任転嫁が、自己責任を語ることの意味であることが確認された。

一般的に責任の押し付けあい、帰責ゲームへと発展し、責任は不発化する。しかし、自己責任の語りによって押し付けられた責任は不発化せず、個人のうちに滞留することがある。なぜなら、自己責任の場合には、人びとがそれを内面化してしまうからである。さらに自己責任の内面化は、人びとを抑圧し、「何もかもを諦めた生」を生きることが余儀なくする。これが、自己責任の語りの帰結であり、自己責任の語りがもたらす負の側面と言える。このような帰結をもたらす自己責任の語りに対しては、その抑圧性や欺瞞性、懲罰性といった点から批判が展開されてきた。特に、ヤングによって指摘された社会の構造的不正義という観点は、懲罰性だけに妥当するものではなく、自己責任という語りそのものに対して有効な批判となりうる。

しかし、そうした批判が展開され、自己責任の語りの負の側面が明らかにされているにもかかわらず、序章で述べたように、現在でも自己責任は語られ続けている。そこで、次章では、負の側面が明らかにされ、批判が展開されているにもかかわらず、なぜ自己責任が語られ続けているのかに関して、検討していく。

第4章 自己責任の語りを支えるもの

第3章では、自己責任の語りがもたらす帰結や負の側面についての考察を進めた。自己責任の語りは、人びとに自己責任を内面化させ、責任を個人に押し留める。また、自己責任を内面化してしまった人びとは、現状を甘受し、「何もかもを諦めた生」を生きることを余儀なくされる。こうした帰結や負の側面をもたらす自己責任の語りに対し、いくつもの論点から批判が展開されている。それにもかかわらず、自己責任は現在も語られ続け、人びとの意識のなかに深く浸透している。

そこで本章では、以上のような現状を踏まえ、自己責任の語りを支えているものについて検討する。まず、近代社会の萌芽期以降、自由の対価として自己責任が登場したことを、エリザベス救貧法での貧民対応とそれを支えたキリスト教的労働倫理規範を通じて検討する。続いて、障害者による自立生活運動を取り上げ、自己責任を果たすことと主体性の関連について検討する。

本章での議論を通じて自己責任の語りを支えるものを明らかにすることで、複眼的に自己責任の語りという現象を理解することができると考える。

1. 自由の対価としての自己責任

(1) 自由の希求と近代社会の萌芽

古川によれば、生活自己責任の原則は次のような経緯のなかで誕生してきた。

生活自己責任の思想はそれ自体が歴史的な所産である。生活自己責任の思想は、近代社会の萌芽の時代に人々が封建社会の身分的権力的な束縛からの解放を求め、私的所有、身分的平等、生命、信教、思想、交通、居住の自由などの市民的な諸権利を確立してきたという歴史的な経緯にかかわっている〔古川 2000:43〕。

旧来の身分的権力的な束縛からの解放を求めた人びとは、市民革命を通じて市民権の諸権利を確立してきた〔古川 2000:44〕。そのような過程を経て旧来の秩序は解体され、個人は共同体の桎梏から解放された〔児島 2000:19〕。

このように近代社会の萌芽の時代において自由を希求した人びとは、革命を通じて旧来の共同体的秩序から解放されるとともに、自由を手にしたとすることができよう。人びとが旧来的な秩序から解放され自由となったことで、「人間は生まれながらに自由であるべき」という自由主義的観念が、近代市民社会の中心的な価値のひとつとなったのである〔児島 2000:19〕。

しかし、旧来の封建社会からの解放は、束縛からの解放と同時に「家父長主義的な保護」からの解放も意味していた〔古川 2000:44〕。人びとは、家父長主義的な保護からも解放されたことで、「自分自身（と家族）の生活に対しては自己が、自己のみが責任を負う」義務が求められるようになった〔*ibid.*,44〕。これが生活自己責任の原則である。つまり、人びとは自らの生活に対する自由を獲得するとともに、その対価あるいは義務として、その自ら生活を営んでいく責任を負わされることとなった。

(2) エリザベス救貧法とキリスト教的労働倫理規範

1) エリザベス救貧法

自由を希求した市民は、市民権的基本権を獲得することに成功した。しかし、封建社会における家父長主義的な保護からも解放されたことで、当然、貧困状態に陥る者も現れた。生活自助原則のもとで恩恵を享受したのは、家産や家業をもつ人びとであり、それらをもたぬ人びとは失業者や浮浪者、乞食となり、困窮した〔古川 2000:44〕。困窮を極めた浮浪者や貧窮民は、都市へと流入し、社会の安全を揺るがす存在として危険視されるようになる〔金田 2000:75〕。そのような社会状況のなかで登場したのが、社会保障の嚆矢とされるエリザベス救貧法である〔朴 2004:58〕。

ここでエリザベス救貧法を取り上げるのは、同法の有していた貧民救済の対象選定基準が生活自己責任の原則や労働規範と深く関わるためである。

エリザベス救貧法とは、数年にわたって制定された法の総称である。1576 年法では、貧民を労働力のある者とそうでない者に大別し、その上で労働力のある者をさらに働く意志のある者と救済不能の者とに分類した〔朴 2000:58〕。その後の 1601 年法においては、労働能力のある貧民は労働を強制され、労働を拒否した者は投獄された〔朴 2000:58〕。一方で、基準と照らし合わせて労働能力がないと判断された貧民については、生活扶養がなされた〔*ibid.*,58〕。

このような対象選定基準を有していたエリザベス救貧法は、生活困難からの救済

というよりも、労働の強制と労働忌避に対する懲罰といった性格が強いものであったという [金田 2000:77]。そのことは、「労働忌避者にたいしては鞭打ちや耳の切除などの身体的処罰をくわえ」[*ibid.*,77] ていたということからも読み取れる。これらのことから、同法の背景に「労働能力のある者は働くべき」という労働規範が存在していたことが伺える。

2)キリスト教世界における労働倫理規範の形成

エリザベス救貧法に見られるような労働規範が生まれた背景には、キリスト教世界における、禁欲的プロテスタンティズム、とりわけカルヴィニズムの登場があった [金田 2000:73]。ウェーバーによると、プロテスタンティズムの現世内的禁欲は、敬虔で倫理的に最も厳格な人びとを実業生活の道に向かわせるとともに、実業生活における成功を合理的生活態度の結実として彼らに振りむけた [ウェーバー 1976:355]。また、カルヴィニズムにおいては、「神の召命としての現世における職業に専念すること」が救済の道とされた [金田 2000:73]。そのため、カルヴァン派教徒は、「ひたすら計画的に職業労働に専念するという禁欲によってえられた成果である富の蓄積のうちに、救済の確信をみる」こととなった [*ibid.*,73]。

これらのキリスト教的世界における労働倫理からすれば、「労働能力のある者の乞食行為は労働忌避や労働意欲の欠如」[金田 2000:73] として捉えられる。それゆえ、「労働能力のある者の失業状態はどこまでも自業自得のものである」と解釈されるに至った [ウェーバー 1976:275]。また、物乞いに対しても、カルヴィニズムは「神の御心は究めがたいものであって、人間に財産を不平等に分配する場合、それはそれなりの理由があつてのことである」[ウェーバー 1976:275] とみなしており、「人間はひたすら職業労働のうちにのみ、その神意の確証を見出す」[*ibid.*,275] べきとされる。

こうしたキリスト教世界における労働倫理規範の形成が、「労働能力のある者は働くべき」という労働規範の形成に寄与したと言える。そうした規範の形成は同時に、労働規範に従わず貧困に陥った場合は自業自得、すなわち自己責任であるという見方を形成したのである。

(3) エリザベス救貧法に見る労働規範と自己責任

以上のエリザベス救貧法の性質と労働規範、生活自己責任の原則の関係性については、次のように考えられる。封建社会からの解放が人びとにもたらした自由は、その対価としての「労働によって自らの生活を営む責任（生活自己責任）」を人びとに負わせることとなった。このことは、自由を享受するためには、働いて自らの生活への自己責任を果たさなければならないという、自由の対価としての生活自己責任の原則が成立したことを意味する。同時に、キリスト教世界において形成された労働倫理規範の影響も受け、「労働能力のある者は働くべき」という労働規範が形成された。そうした労働規範は、自由を確保するための対価として人びとに労働を要請する。そのため、労働能力があるにもかかわらず働かないことは、自由の対価を支払っていないこととみなされ、働かない者には強制労働や身体処罰といった懲罰がくだされることになる。また、労働能力があるにもかかわらず、労働によって自らの生活を営むという自己責任を果たそうとしない者は、生活扶養の対象となり得なかった。このような労働規範や生活自己責任の原則に基づき、エリザベス救貧法は制定された。

こうした労働規範や生活自己責任の原則は、時代とともにより強固なものになっていく。金田によると、1834年の改正救貧法では、救済を受ける者は「市民としての地位にふさわしい処遇に値しない救貧民」として扱われたという〔金田 2000:83〕。救貧民は、市民的自由や権利を剥奪された上で、「労働する人間」以下の存在にふさわしい処遇を受けることになるとともに、貧窮状態に陥ることは、怠惰や不道德といった、「個人の内的欠陥（人格的ないし道徳上の）」として捉えられるようになった〔*ibid.*,83〕。つまり、労働という対価を支払わない者は、近代社会において獲得された自由を剥奪されるとともに、道徳性の備わっていない欠陥した人間として捉えられたのである。

(4) 近代社会の規範としての自己責任

本節では、エリザベス救貧法における貧民への対応を対象に、自由と責任の関係性について検討した。そこでは、自らの生活を営むために労働を行うことは、人びとの責任であり、生活の自由を享受することの対価として捉えられていた。またその背景には、禁欲的プロテスタンティズムやカルヴィニズムにおいて提唱された労働倫理規範が強く影響を与えていた。そして改正救貧法において顕著なように、労働や自立し

た生活を営むという対価を支払えない者は、懲罰の対象となり、自由を剥奪された。

このようにして、エリザベス救貧法とそれを支えたキリスト教的労働倫理規範を仔細に検討したのは、それらが現在の資本主義の成り立ちと関わっていると指摘されるからである。渡辺は、キリスト教的労働倫理規範によってもたらされた宗教的情熱としての労働意欲が、経済的な情熱へと中身を移し変えた時、資本主義社会を形成させる原動力を支えるものに置き換わったと指摘する [渡辺 2014:90]。つまり、キリスト教世界において醸成された労働意欲が、現在の資本主義社会を形成する基盤になったのであり、その時同時に醸成された労働倫理規範も、資本主義社会に引き継がれたと考えられよう。その結果、市民革命以降の近代社会や資本主義社会においては、自らの生活を営むために、「労働能力のある者は働くべき」という労働規範が一般的なものとなり、能力があるにもかかわらず責任を果たさないことは、非難の対象となった。

そこに見られるのは、自らの生活を営んで自立することが、「近代市民社会における理性ある市民の基本原則であり、市民社会の基礎要件」[渡辺 2014:15] という規範的な観念である。労働によって自らの生活を営むという責任を果たすことが、近代社会では市民の基礎要件とみなされるのであり、その責任を果たさない者は市民として認められないということである。

このことから、生活を自ら営むという責任を果たすことが、市民として自由を享受するための要件であり、市民として近代市民社会において自由を享受する者には、自己責任を果たすことが原理的な規範として付与されたということができよう。

以上の議論を踏まえると、自己責任の語りを支えるものとして、自己責任のもつ規範性が挙げられる。自由を希求した人びとによってもたらされた近代社会において、個人は自由を与えられると同時に、自らの生に対する責任を負わされた。また、キリスト教世界において醸成された労働倫理規範とそれに連なる自己責任観念は、現在の資本主義社会にも受け継がれた。この2つの要因により、人びとは自らの生に対して享受した自由の対価として、自らの生を自分自身で営むという責任を付与されるとともに、労働を行って自らの生を営むことが規範として位置づけられた。つまり、自由と責任は表裏一体のものとして人びとに付与され、自由を支える規範として自己責任が位置づけられた。これにより、人びとは自由のみを享受することは許されないこととなり、自由を享受するのであれば、相応の責任を果たすことが求められた。そして、

責任を果たすことができなければ、自由は剥奪されることとなった。このような規範が成立したことで、自己責任には規範性が伴うこととなったのである。

2. 主体性の発揮としての自己責任

(1) 自己責任のもつ負担と価値

前節では、自己責任というものが原理的に伴う規範性について検討した。しかし、エリザベス救貧法においてそうであったように、自由の対価として立ち現れた自己責任は、それが果たせなかった場合、懲罰の対象となり自由を剥奪されることもあった。こうした傾向は現在でも続いており、例えば第3章で確認したように、自己責任を語られることで人びとは自己責任を内面化し、抑圧状況に置かれることもある。

これらのことを考慮した時、自己責任を問われないことが、我々にとって望ましいことであるようにも思われる。時に痛みや苦しみを伴い、負担ともみなされる自己責任を問われることがなければ、我々は代償を支払うことなく、自由を享受できるのではないだろうかと考えることも可能である。

しかしモンクは、「人はみな、自分は自ら責任を果たしている、という実感を得たいはずだ」と指摘し、自己責任を問われること、自己責任を果たすことを肯定的に捉えようとする〔モンク 2019:22〕。モンクは続けて次のように述べる。

人は主体性の感覚を味わいたいと思っている。それは、自分の人生を手応えの感じられる程度には自分で作り上げられるだろう、という現実味のある希望である。かれらはまた、自分の選択や嗜好が、この世での自分の扱いにどう影響するのか確かめたいと思っている。そして最後に、かれらは完全な責任ある主体として同胞市民から認められたいと思っている〔モンク 2019:22〕

以上の引用から、自己責任を果たすことが、主体性の感覚を味わうことや、同胞市民から認められる根拠となることが分かる。だからこそ、人びとは積極的に自己責任を果たそうとするのだとモンクは述べる。

そこで本節では、積極的に自己責任を果たそうとする心性や、主体性といった観点から、自己責任を支えるものについて検討する。具体的には、障害者が自身の自立した生活を目指した「自立生活運動」を事例に、人びとが主体性や自己責任を自ら求

める姿を示すことで、自己責任がもつ価値について検討していく。

(2) 自立生活運動と自己責任

本節で扱う自立生活運動とは、「施設・家族を批判的に捉え返し、さらにそこから出て生活しようとする試み」[立岩 1995:174]であった。1970年代初頭に始まったこの運動は、障害者自身が、施設での生活条件の劣悪さや、置かれた場所で他者から統制される生活を拒むことから始まった[立岩 1995:174,180,194]。この運動を通じて、それまで家庭や施設において管理・隔離されていた障害者の人びとが、「独立・自律への希求を具体化した生活の形」として、「親の家庭や施設を出て、地域で生活すること」を求めたのである[安積・岡原・尾中・立岩 1995:1]。

当時、施設の中において障害者の人びとはあまりにも制約の多い生活を強いられており、施設には「自由」がない状態であった[児島 2000:26]。当時の施設内での暮らしは以下のようなものであったという。

ついたてのようなしきりがあるだけの男女各一部屋ずつの大部屋に収容され、起床は朝 6 時（5 時 15 分に電灯がつけられる）、消灯は夜 9 時。トイレの時間も決まっていて、後にはトイレに行く（連れて行く）手間を省くために朝は全員に便器があてがわれる。（中略）外出・外泊は許可性で、回数が限られていた。持物、飲食物は規制され、終日パジャマを着せられていた。洗うのにじゃまだから髪は伸ばせない[立岩 1995:180]。

こうした障害者の人びとへの制約や管理は、尾中によれば、障害者を「弱者」と規定することで正当化されていた[尾中 1995:113-114]。施設においては、職員が「人間の基本的欲求についての知識、人間の望ましい状態についての知識をもった人間たち」とされ、入所者たちをより好ましい方向に導き、「人間の望ましい状態」を実現させることの義務を負っているものとされた[尾中 1995:109-110]。このように職員の働きかけは、入所者たちをより好ましい方向に導くという目的を達成するための義務として捉えられていたため、その目的遂行のための制約や管理が正当化されていたのであった。

このような施設内でのあり方に対し、障害者の人びとは自立生活運動を通じて、

「保護される立場から離れ、自らの主体性を、「危険を冒す自由」を主張」したのである〔立岩 1999:86〕。障害者の人びとは、「自分で決めるのだということ、責任は自分でとるから保護してくれなくてよいのだということ」〔*ibid.*,86〕をはっきりと言葉にし、主張を展開した。そこでは当然、「自分が責任をとる代わり、「保護」する者に責任を帰さないという「決意」が必要であった〔児島 2000:29〕。障害者の人びとは、そのような強い決意のもと、制約や管理からの解放、すなわち自由を求めたのである。

こうした自立生活運動から見えてくるのは、自由のために積極的に自己責任を果たそうとする人びとの姿である。「責任を果たせない存在」として、自由を剥奪され、管理下に置かれていた障害者の人びとは、自己責任を取ると宣言することで、「積極的に「援助関係をも超え出て」いこうとした」〔児島 2000:26〕のである。それは、自己責任をとることで自由を手に入れるという戦略であり、自己責任という負担を背負ってでも、自由を獲得したいという意志の現れであったとすることができよう。

(3)自己責任と負い目

また、障害者支援においては、障害者は「自分のために、大変な労働をしてもらっている」という意識を持ちやすいということが指摘されている〔岡原 1995:126〕。障害者は一方的な介助を受けるなかで、介助者に対して負い目は負債感を感じるという〔岡原 1995:126〕。そしてこういった感情が、「障害者に自己主張を遠慮させてしまい、結果として、自立生活がもつべき自由・主体性が損なわれることになってしまう」〔*ibid.*,126〕と指摘される。

こうした一方的な援助や支援による負い目や負債感は、貧困者への一方的贈与という文脈においても指摘されている。贈与をしないこと、受領しないこと、返礼しないことは、贈与者と受贈者の間に上限関係をもたらすため、寄付のような善意に基づく贈与であったとしても、受贈者が返礼をできない場合には受贈者に負債が生じる〔奥田 2017:296〕。ここで負債を抱えることになる受贈者は、贈与者に対して必然的に上下関係を想起することになると指摘される〔*ibid.*,296〕。

このような負い目や上下関係を生じさせる贈与行為は、贈与を乞わない者に対して行われた時、「当事者間の不均衡を表出させる危うさを持つ」〔奥田 2017:303〕という。一方的贈与は、贈与者と受贈者との間に上下関係を作り出す。よって、返礼を求めない善意に基づく贈与であっても、贈与をするという行為自体が、贈与者と受贈者

の間の平等性を否定することにつながるのである。

このことを障害者の自己責任、あるいは貧困者の自己責任と結びつけて考えた時、次のようにまとめられよう。

「障害者は障害ゆえに、自身の生活に対して十分責任を果たすことができないだろう」、「貧困者はその貧困状態ゆえに、自らの生活を営む責任を負うことができないだろう」と人びとが障害者や貧困者を位置づけるとする。このように人びとが障害や貧困者を位置づけた時、人びとは障害者や貧困者を「自己責任を果たすことができない者」とみなしている。障害者や貧困者をそのように位置づけた上で、彼らに対して心からの善意で支援や介助、贈与をすることは、自己責任を果たすことを免除すると同時に、彼らに対して一方的に負い目を押しつけることとなる。つまり、善意に基づく自己責任の免除あるいは軽減は、時として被援助者に負い目を感じさせ、無意識的に平等性を否定することになると言えるのである。

(4)主体性の感覚という価値

本節では、障害者の自立生活運動を事例に、障害者が自由を獲得するために積極的に自己責任を果たそうとする姿を確認した。また、援助や支援という名の下に彼らの自己責任を免除したり軽減したりすることは、被援助者に負い目を感じさせ、平等性を否定するということも確認した。これらの事実は、本節冒頭で述べた、モンクの主体性の感覚という価値に収斂させることができると考えられる。

モンクは主体性の感覚について、次の3つの形をとりうると指摘する。

第1に、我々は一定の範囲で自分の生を実際に制御することを望んでいるはずである。第2に、我々は自分が自己への責任を果たしていると感じることを必要としているはずである。そして第3に我々は自己への責任を果たしていると周囲からみなされることを必要としているはずである [モンク 2019:150-151]

この3つの主体性の感覚に基づいた時、障害者の自立生活運動は次のような意義を有していたと考えられる。

自立生活運動以前、厳しい制約や管理の下に置かれていた障害者は、上記のモンクの言葉を借りれば「一定の範囲で自分の人生を実際に制御する」機会を奪われており、

「自己への責任を果たしていると感じること」もできていない状態であったと言える。そのため、彼らは主体性の発揮を求めて、施設における管理状態から脱し、自らの力で自身の生活を送っていくことを志向したと言える。また、管理状態にある限り、彼らは「自己への責任を果たしている」と周囲からはみなされない。そうした社会から自らに向けられる否定を拒み、自分を無力なものとする力を無化するために、彼らは施設から出て、自らの生活を行うことを求めた [立岩 1995:194,223]。つまり彼らは、施設から出て自らの生活を行うことによって、彼らは主体性を発揮し、周囲から「自己への責任を果たしている」とみなされることを希求したと言える。

このように自立生活運動を捉えていくと、自立生活運動とは、障害者が主体性の発揮を求める運動であったと見ることもできる。主体性を発揮することで、人びとは主体性の感覚を味わうことができる。そうした主体性を発揮するために、彼らは保護された環境から脱し、自己責任を積極的に果たそうとしたのである。この時、彼らは自己責任を果たすことに価値を見出していたと言え、自己責任に価値性が認められる。

また、自己責任の免除や軽減によって生じる負い目に関しても、主体性の感覚という価値との関わりが指摘できる。モンクは、我々が貧しい人びとを恒常的な被害者に仕立てあげることで、彼らを潜在的な主体性の担い手として見るのが困難になると指摘した [モンク 2019:21]。障害者や貧困者を、永遠に自力でその状況を改善できない施しの対象としてみなす時、我々は彼らを憐れみ、時には駆け寄って施しを与えようとする [ibid.,23]。しかし、そうした憐れみの感情を向け、支援や贈与を施すことは、時に彼らを保護の対象として固定してしまうことにもつながる。つまり、善意による自己責任の免除や軽減が、むしろ彼らを保護の対象として固定化し、彼らから主体性を発揮する機会を奪うとともに、彼らが主体性の感覚を得ることを阻害してしまうのである。自己責任の免除や軽減をそのように捉えた時、責任能力は別として自己責任を負わせることには、一定の価値があると考えられ、ここにも自己責任の価値性が認められるのである。

以上のように、主体性という観点から捉えた時、自己責任には価値性が備わっていることが確認できる。

3. 規範性と価値性への疑念

第1節と第2節を通じ、自己責任がもつ規範性と価値性についての検討を進めてき

た。自己責任を自由の対価として捉えた時、自己責任には規範性が認められ、自己責任を果たすことを主体性の発揮として捉えた時、自己責任には価値性が認められた。こうした規範性や価値性が認められるために、どれだけ負の側面が語られ、批判が展開されても自己責任は容易に棄却することが困難になっていると考えられる。

しかし、規範性や価値性が自己責任の語りを支えてはいるものの、規範性や価値性を無批判に受け容れることもまた困難である。

(1) 規範性への疑念

関根は、バウマンを引きつつ、「自由に選択できる近代的状況においても、(中略)自由に選択する権利が行使されることまで十分に保障されているわけではない」[関根 2015:4]と指摘する。バウマン自身はそのような状況について、「自由な選択は、多くの男女にとって事実上、ほとんど常に手の届かないところにある。また、それ以外の多くの人にとっても、程度の差はあれ、選択がいつも自由にできるわけではない」[バウマン 2008:43]と述べる。すなわち、近代化以降、自由を手にした人びとはその対価として、自己責任を果たすことが要請されてきたが、これらの指摘を踏まえれば、人びとは完全に自由を手にしたと言うことはできない。市民革命を通じ、前近代的な封建的支配からは解放されたが、人びとは全てを自由に選択し、行為することができるわけではないのである。

そのように考えた時、自由の対価としての自己責任について疑念が生じる。全てが個人の自由ではないのであれば、あらゆる個人の選択や行為について自己責任を問うことは不可能となる。自己責任が自由に対して原理的に付与されたものであったとしても、その自由を完全に享受し行使できるわけではない以上、自己責任がもつ規範性は薄れてしまうであろう。

(2) 価値性への疑念

また、主体性の発揮という自己責任の価値性についても、批判的に捉えることができる。主体性を発揮させるためには、自己責任を語り、自己責任を負わせることが正当であるかのように見えるが、モンクは主体性を発揮させるための基盤が薄弱であることを指摘する[モンク 2019:204]。モンクによれば、現在の責任の時代は、人びとが責任を果たすために「必要な物質的、文化的、教育上の前提条件の充足にはあま

り関心を払ってこなかった」[モンク 2019:204]。人びとは自己責任を果たし、主体性の感覚を味わうために、「適切な教育を受け、自分の生活を制御する物質的手段を獲得し、なおかつ実入りのいい熟練職に就ける」ことを求める[*ibid.*,204]。しかし、実際には責任を負う能力の物質的、教育的基盤は整えられていないのである。

そのような現状を踏まえると、主体性を発揮する機会を与えるために、自己責任を語るという論理は成り立たなくなる。なぜなら、主体性を発揮したい、自己責任を果たしたい、と人びとが考えたとしても、それに耐えうるだけの能力を身につける前提条件が整っていないからである。そうである以上、自己責任を果たしたがっているという理由で、人びとに自己責任を語るとは正当な理由とはなりえず、自己責任のもつ価値性も薄められてしまう。

4. 小括

以上、本章では、自己責任の語りを支えるものとして、自己責任のもつ規範性と価値性を明らかにした上で、両者に向けられる疑念を提示した。自由の対価としての自己責任がもつ規範性や、主体性の感覚をもたらすものとしての自己責任の価値性は、根源的には妥当なものであろう。それは、歴史上の展開や、主体性の発揮を求めた人びとの姿からも明らかである。

しかし、現在の世界に目を向けた時、そこでは人びとが完全な自由を獲得しているとは言えず、主体性を発揮するための基盤も十分に整備されているとは言えない状況であった。自己責任の有する規範性や価値性は、その前提条件が十分整えられている場合には、自己責任の語りを支えるものとして認められる。だが、現実の状況に照らし合わせて見た時、自己責任のもつ規範性や価値性には疑念が付される。

本章で明らかになった自己責任のもつ規範性と価値性、さらにそれらに対する疑念を踏まえ、続く終章において、「自己責任論とは何か」という本稿の中心的な問いについて検討する。

終章 結論

本章では、これまでの議論を踏まえ、広く社会で語られている自己責任論という言説がもつ意味を明らかにし、本稿の結論とする。

1. 自己責任論とは何か

(1) 議論のまとめ

本稿は、自己責任論という言説の意味を明らかにすることを目的に展開してきた。

第2章においては、日本社会における自己責任の語りを整理し、自己責任の語りが徐々に人びとの間に拡大・浸透するとともに、非難の意味が付与されてきたことを明らかにした。自己責任の語りは、拡大する過程を通じて、現在ではあらゆる事柄に対して語られるものとなった。それとともに、その多くが「ずるい」あるいは「他者に負担を乞うな／迷惑をかけるな」という非難の意味が付与されていることが明らかになった。

第3章においては、まず、人びとが自己責任を語る意味について、責任のもつ負担や重みという点から明らかにした。人びとは、自らが責任を問われることで生じる苦痛や痛みを避けるために、責任を他者に転嫁している。その際に用いられるのが自己責任の語りである。そうした意味で、自己責任の語りには自身の責任回避、他者への責任転嫁の意味があることが明らかになった。また、そのように「自己責任」という言葉で転嫁された責任は、不発化せず、個人に内面化されるとともに、内面化した人びとを抑圧することが明らかになった。

第4章においては、自己責任の語りを支えるものとして、自己責任のもつ規範性と価値性が明らかになった。自己責任は自由の対価として立ち現れたことから、自由を享受する以上、自己責任を果たすべきという規範が付与されることになる。また、障害者の自立生活運動に見たように、自己責任を果たすことは、人びとが主体性を発揮することにつながる。主体性を発揮するために、自ら責任を負うことも厭わない人びとの姿を通じ、自己責任に備わっている価値性が明らかになった。

以上が、本稿を通じて明らかになった自己責任の語りの諸側面である。これらから、自己責任論という言説にはどのような意味が見出されるのであろうか。

(2)自己責任論という言説の意味

これまでの議論を踏まえると、自己責任論という言説は次のようなものであると結論付けられよう。

第1に、自己責任論という言説は、固定的なものではなく、時代とともに変化するものであると言える。自己責任という語りは、1980年代以降、常に社会のあらゆる場面において語られていたが、その語りがもつ意味や文脈、背景は一定ではなく、社会状況や語り手によって様々に変化していた。それは、時に理念という姿をとり、時に非難という姿をとり、人びとに語られていた。そうした語りのあり様を踏まえると、自己責任論という言説は一意的なものではなく、多様な意味・姿を持つ言説であると指摘できる。

第2に、そのように多様な意味をもつ言説であるが、「自己責任」という語りをを用いて他者に責任を転嫁しようとする、あるいは押しつけるという点に関しては共通点が指摘できる。人びとは、責任のもつ負担や重さゆえに、自身が責任を問われることを拒み、他者に責任を押し付けようとすることは、第3章で確認した通りである。そのことを鑑みれば、自己責任論という言説は、「自己責任という語りを通じて、他者に責任を転嫁しようとする論調」と定義づけられる。

第3に、自己責任論は多くの場合、自己責任を語るものではなく、自己責任を語られる者、あるいは自己責任の語りを第三者の立場から捉えようとする者によって指摘され、明るみに出される。言い換えると、自己責任論は、「自己責任の語りを通じて、他者に責任を転嫁しようとする論調」が語り手以外の他者によって客体化された時に、自己責任論として立ち現れ、人びとに認知されると言える。つまり、自己責任論という言説は、語り手によって自己責任論であると標榜されるのではなく、語り手以外の他者によって指摘され、認知されるものであると言える。

第4に、自己責任論という言説は、自己責任概念のもつ規範性や価値性ゆえに抗い難く、甘受されてしまうと考えられる。自己責任を語られることによって、人びとは責任を内面化し、「何もかもを諦めた生」を生きることを余儀なくされる。これは自己責任論という言説がもつ負の側面である。しかし同時に、自己責任の語りには規範性や価値性が備わっているため、自己責任論が一見妥当なものに思えてしまう。自己責任を語られた側は、「自由を享受しているのだから自己責任を果たすべき」という

規範を感じ取るとともに、自己への責任を果たしていると周囲からみなされ、自身が主体性の感覚を得るために、自己責任の語りを受け止めてしまう。つまり、自己責任論の言説は、「自己責任」という言葉を用いることによって、自己責任概念が有する規範性や価値性といったものを伴った形で責任を転嫁するために、責任を転嫁された者は自己責任論に抗えず、これを棄却できなくなるのである。

第5に、自己責任という概念そのものに着目すると、自己責任概念自体に問題点や欠点が備わっているわけではない。自由の対価としての責任という考えは妥当なものであると考えられ、自己責任を果たすことが主体性を発揮することにつながるという事実も確認できた。つまり、自己責任概念は本来的には不当なものではない。問題なのは、第4に指摘したように、そうした規範性や価値性をまとう「自己責任」概念で包み込んだ形で、不当に責任を転嫁することである。またそのことに加え、「自由を享受しているのだから自己責任を果たすべき」という規範を唱えるほどに自由が保障されていないこと、主体性を発揮するほどに基盤が整えられていないことにも問題がある。言い換えると、我々が享受している自由をはるかに超えた範囲にまで自己責任が問われており、自己責任を果たすのに十分な能力を身につける基盤が十分ではないにもかかわらず、自己責任を果たすように求められていることが問題なのである。さらに、こうした問題点が見落とされている点にも問題がある。

2. 本研究の成果

以上の結論を簡潔にまとめ、本研究の成果を示す。

自己責任論とは、「自己責任の語りを通じて、他者に責任を転嫁しようとする論調」である。自己責任論は多様に語られるため、一意的に捉えられるものではなく、様々な場面や文脈において登場する。また自己責任論は、当事者によって自覚的に形成されるのではなく、語り手以外の他者によって指摘され言説としての姿が認知される。

こうした特徴を有する自己責任論には問題点が3点指摘できる。1点目は、自身の責任を他者に転嫁し、その者に責任を押し留めることで、その者を抑圧する点である。2点目は、自己責任概念のもつ規範性や価値性をまとった形で責任を転嫁されることで、転嫁された者は、責任を抗い難いものとして受け止めざるを得なくなる点である。3点目は、自己責任論を支える自己責任概念が有する規範性や価値性について、現在の社会では規範を唱えるほどに自由が保障されておらず、主体性を発揮するのに十分

な基盤が整えられていない点である。

これまで、通時的かつ総体的に示されてこなかった自己責任論という現象の実態を捉えた上で、そこに共通する論調やその論調をもたらす要因を指摘し、自己責任論という言説のもつ意味を明らかにした点は、本研究の成果であると言えよう。

また、問題点について、1点目の問題点は、これまでも指摘されてきたものであるが、転嫁される要因、押し留められる要因、抑圧につながる要因をそれぞれ明らかにしたことは本研究独自の成果であると言える。また、2点目、3点目の問題点については、これまでの先行研究では言及されておらず、本研究によって新たに明らかになった自己責任論の問題点であると言える。

3. 本研究の限界

本研究の限界としては次の4点が指摘できる。

第1に、本研究が文献研究であったことから、自己責任論に関わる当事者の声を十分に汲み取ることができていない。インタビュー調査やフィールドワークを通じて、なぜ自己責任を語るのか、自己責任を語られた者はどのように感じるのか、自己責任を果たすことで主体性の感覚は得られるのか、といった事柄について、当事者の声を捉える必要がある。そうした当事者の生の声を組み込むことで、自己責任論という言説の姿をさらに明瞭に描き出すことができると考えられる。

第2に、本研究では自己決定概念や運の平等主義概念といった、これまでに自己責任論との関わりを指摘されてきた哲学上の議論を含みこむことができていない。また、自由の対価として自己責任を捉えた時、自己責任には規範性が生じると論じたが、そこから発展して、我々はどこまで自由たりえるか、といった哲学上の議論についても十分に考察できていない。本稿では、自己責任論の実態を捉え、そこから透けて見える意味を明らかにすることには成功したが、その意味について、哲学的な視点から吟味する作業が欠落している。そうした作業を丹念に行うことで、自己責任論の妥当性や問題点をさらに突き詰めて考察することができると考える。

第3に、本研究では考察の対象が、日本における自己責任の語りに限定されている。しかし、モンクが明らかにしているように、自己責任の語りは日本のみで確認される現象ではなく、広く西洋世界や福祉国家全般において語られる現象である〔モンク 2019:3〕。そのため、他国における自己責任の語りを捉えることで、自己責任論とい

う言説の意味をより正確に理解することができるだろう。また、他国における自己責任論と日本における自己責任論を比較することで、日本社会における自己責任論の特質が明らかになると考えられる。

第4に、本研究では自己責任概念と共存してくための政策提言まで言及することができていない。現在の社会では、自己責任論によって抑圧され、「何もかもを諦めた生」を生きることを余儀なくされている人びとが確かに存在する。一方で、自己責任を果たすことで主体性の感覚を得たいと考える人びとも存在する。また、主体性を発揮するための基盤が十分に整備されていないことも指摘した。こうした現実を受け止め、自己責任論によって人びとが抑圧されないための方略や、人びとが主体性を発揮できるようエンパワメントしていく方策の提言へと議論を発展させる必要がある。そうした政策実践に結びつけることによって初めて、我々は自己責任概念と向き合い、付き合っていくことが可能になると考える。

注

- (1) 臨時行政調査会「行政改革に関する第一次答申」
<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/souron/1.pdf>
(2023/1/14 参照) より。PDF 上にページ番号が付されていないため、本文中の引用箇所においてもページ番号は記載していない。
- (2) 社団法人経済団体連合会「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指してー財政構造改革に向けた提言ー」Policy Stat
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol113/pol113.html#sec1elements>,
(2023/1/14 参照) より。上記ページにおいてページ番号が付されていないため、本文中の引用箇所においてもページ番号は記載していない。
- (3) 読売新聞
1991 「社説 補てん先を公表して外科手術を」7 月 26 日朝刊、p.3。
- (4) 読売新聞
2004 「「命大切に」「彼らに教訓聞きたい」閣僚から苦言続々」4 月 16 日夕刊、p.1。
- (5) 毎日新聞
2004 「被害者の評価巡り攻防 「身勝手」か「不屈の志」か」4 月 17 日朝刊、p.2。
- (6) 読売新聞
2004 「聖職者らに説得奏功 問われる「自己責任」」4 月 16 日朝刊、p.2。

参考文献

阿部彩・東悠介・梶原豪人・石井東太・谷川文菜・松村智史

- 2019 「生活保護の厳格化を支持するのは誰か—一般市民の意識調査を用いた実証分析—」『社会政策』11(2):145-158。

阿部昌樹

- 2001a 「基礎法学は面白い—「自己責任」をめぐる多様な考察」『法学セミナー』561(9):30-31。
- 2001b 「「自己責任」の法社会学」『法学セミナー』561(9):36-39。

安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也

- 1995 「はじめに」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『〈増補改訂版〉生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学』pp.1-9、藤原書店。

朝倉輝一

- 2021 「「自己責任」論の陥穽—責任概念の再構築のために—」『東洋法学』64(3):169-187。

バウマン,Z

- 2008 『リキッド・ライフ 現代における生の諸相』大月書店。(Zygmunt Bauman, 2005, *LIQUID LIFE*(1st Edition).Cambridge: The English Agency (Japan) LTD.)

土居充夫

- 2009 「「自律」・「自己責任」・「自立支援」」『大阪経大論集』60(1):97-113。

土井隆義

- 2019 『「宿命」を生きる若者たち—格差と幸福をつなぐもの』岩波書店。

古川孝順

- 2000 「3 社会福祉理念の発展」『新・社会福祉学習双書』編集委員会編『新・社会福祉学習双書 第1巻 社会福祉概論I』pp.43-52、全国社会福祉協議会。

波多野敏

- 2001 「近代法史からみた「自己責任」」『法学セミナー』561(9):40-43。

堀越芳昭

- 2010 「経営者団体による「自助自律・自己責任」の展開—その提唱と帰結—」『山

梨学院大学経営情報学論集』16:19-48。

生田武志

2007 『ルポ最底辺—不安定就労と野宿』 筑摩書房。

今田高俊

2004 「福祉国家とケアの倫理—正義の彼方へ」 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』 pp.235-61、東京大学出版会。

石川時子

2017 「社会福祉における自己責任と反・自己責任論の諸相」『関東学院大学人文科学研究所報』 40:3-20。

2020 「子どもの貧困からみた自己責任論の検討」『関東学院大学人文学会紀要』 143:55-72。

ウェーバー,M

1976 『宗教社会学』 武藤一雄・藺田宗人・藺田坦訳、創文社。(Max Weber, 1972, *Zweiter Teil, Kapital V. Religions-soziologie. German*)

金田耕一

2000 『シリーズ《政治思想の現在》10 現代福祉国家と自由』 新評論。

刈谷剛彦

2007 「「学習資本主義」社会と教育改革—「自ら学ぶ力」の格差問題—」『教育心理学年報』 46:4-6。

経済団体連合会

1996 「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して—財政構造改革に向けた提言—」。

経済改革研究会

1993 「規制緩和について（中間報告）」。

子どもの権利委員会

2019 「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」。

児島亜紀子

2000 「自己決定\自己責任—あるいは、未だ到来しない〈近代〉を編みなおすこと—」『社会問題研究』 50(1):17-36。

三浦麻子・平石界・中西大輔

- 2020 「感染は「自業自得」か—状況の力の解明に挑む」『科学』90(10):906-908。
モンク.Y
- 2019 『自己責任の時代 その先に構想する、支えあう福祉国家』那須耕介・栗村
亜寿香訳、みすず書房。(Yascha Mounk, 2017, *The Age of Responsibility:
Luck, Choice, and the Welfare State*. America: Harvard University Press.)
中森弘樹
- 2016 「現代社会における「責任の不発化」とその処方箋の検討—責任実践の社会
学的研究に向けて—」『社会システム研究』19:177-193。
那須耕介
- 2019 「訳者解説」ヤシャ・モンク『自己責任の時代 その先に構想する、支えあ
う福祉国家』pp.219-229、那須耕介・栗村亜寿香訳、みすず書房。
岡原正幸
- 1995 「第5章 コンフリクトへの自由—介助関係の模索」安積純子・岡原正幸・尾
中文哉・立岩真也『〈増補改訂版〉生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の
社会学』pp.121-146、藤原書店。
尾中文哉
- 1995 「第4章 施設の外で生きる—福祉の空間からの脱出」安積純子・岡原正幸・
尾中文哉・立岩真也『〈増補改訂版〉生の技法—家と施設を出て暮らす障害者
の社会学』pp.101-120、藤原書店。
大澤真幸
- 2015 『自由という牢獄 責任・公共性・資本主義』岩波書店。
大谷鉄平
- 2021 「流行語「自己責任」に暗示されるイデオロギー性について」『北陸大学紀要』
52:277-293。
朴光駿
- 2004 『MINERVA 福祉ライブラリー67 社会福祉の思想と歴史—魔女裁判から福
祉国家の選択まで—』ミネルヴァ書房。
臨時行政調査会
- 1981 「行政改革に関する第一次答申」。
臨時教育審議会

1985 「教育改革に関する第一次答申」。

齋藤雅俊

2020 『自己責任という暴力ーコロナ禍にみる日本という国の怖さ』 未来社。

佐貫浩

2009 『学力と新自由主義ー「自己責任」から「共に生きる」学力へ』 大月書店。

笹沼弘志

2008 『ホームレスと自立／排除』 大月書店。

関根久雄

2015 『地域的近代を生きるソロモン諸島ー紛争・開発・「自律的依存」ー』 筑波大学出版会。

芝園子

1999a 「証券取引における「公正」と「損失補てん等の禁止」(一): 証券取引報第四二条の二の再検討」『名古屋大学法政論集』 177:151-187。

1999b 「証券取引における「公正」と「損失補てん等の禁止」(二): 証券取引報第四二条の二の再検討」『名古屋大学法政論集』 178:177-224。

芝田英昭

2020 「社会保障における「自己責任論」の本質と目的」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』 8:35-51。

渋谷明子

2005 「イラク邦人人質事件のテレビ報道における「能動的」市民像」『慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』 55:113-126。

島和博

1999 『現代日本の野宿生活者』 学文社。

白石裕子

1992 「証券不祥事と証券取引法の改正」『大東文化大学法学研究所報』 12:15-19。

鈴木大介

2014 『最貧困女子』 幻冬舎。

瀧川裕英

2001 「「自己決定」と「自己責任」の間ー法哲学的考察」『法学セミナー』 561(9):32-35。

2003 『責任の意味と制度 負担から応答へ』 勁草書房。

立岩真也

1995 「第7章 はやく・ゆっくり—自立生活運動の生成と展開」 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『〈増補改訂版〉生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学』 pp.165-226、藤原書店。

1999 「第3章 自己決定する自立—なにより、でないが、とても、大切なもの」 石川准・長瀬修編『障害学への招待—社会、文化、ディスアビリティ』 pp.79-107、明石書店。

種村剛

2005 「「自己責任」の時代—1991年の損失補てんを事例として—」『自然人間社会』 38:147-171。

2009 「社会福祉の「自己責任」」『紀要社会学・社会情報学』 19:49-63。

但田勝義

2021 「オンラインによる学習支援の可能性～稚内市、浜頓別町における中学生の実態調査・学習支援から～」『稚内北星学園大学紀要』 22:7-28。

都筑治彦・三好祐輔

2012 「証券市場における損失補てんに関する経済学的評価」『研究論文集—教育系・文系の九州地区国立大学間連携論文集—』 6(1):1-21。

渡辺芳

2010 『自立の呪縛—ホームレス支援の社会学』 新泉社。

ヤング,I.M

2014 『正義への責任』 岡野八代・池田直子訳、岩波書店。(Iris Marion Young, 2011, *Responsibility for Justice*. Oxford: Oxford University Press.)

吉田竜平

2022 「自己責任論を問い直す—運の平等主義の視点から—」『北星学園大学社会福祉学部北西論集』 59:60-73。

吉崎祥司

2014 『「自己責任論」をのりこえる—連帯と「社会的責任」の哲学』 学習の友社。

湯浅誠

2008 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』 岩波書店。

Summary

What is self-responsibility?

-Normativeness and value of self-responsibility-

The aim of this thesis is to clarify the meaning of the discourse of self-responsibility. In Japanese society today, the term "self-responsibility" is used in a variety of situations, and people are asked to take responsibility for their own actions. The term "self-responsibility" is also used in conjunction with accusations against people. However, the reality of the theory of self-responsibility has not yet been clarified, and the reasons why people talk about self-responsibility and the consequences of such talk have not been fully examined. Therefore, this paper examines the meaning of the discourse of self-responsibility, focusing on the narratives of self-responsibility in Japanese society. Chapter 2 aimed to clarify the reality of the self-responsibility theory that has become an issue today by organizing the development of the self-responsibility narrative in Japanese society. Chapter 3 focused on clarifying the factors that cause people to talk about self-responsibility and the negative aspects of the theory of self-responsibility. Chapter 4 observed the normativeness and valuableness as concepts that support the talk of self-responsibility. Through these discussions, it was made clear that the discourse of self-responsibility is an argument that attempts to shift responsibility to others through the narrative of self-responsibility. At the same time, it has become clear that the theory of self-responsibility is not advocated by the narrator but is pointed out and recognized by others. Such discourse of self-responsibility is difficult to resist and is accepted because of its own normativeness and value. Moreover, such a discourse of self-responsibility is problematic in that it extends far beyond the freedoms we enjoy and requires us to be self-responsible even though we do not have a sufficient foundation to acquire sufficient competence to fulfill our self-responsibility.

謝辞

多くの方々のお力添えにより、本稿を書き上げることができた。ここにその謝意を表する。

指導教官である関根久雄教授には、卒業論文の指導のみならず、2年間のゼミを通じて、大変お世話になった。入ゼミ時の提出書類、独立論文、大学院入試の研究計画書、卒業論文と、いずれにおいても研究テーマに一貫性がなく、面談の度に異なるテーマを提示したことで、関根先生には多大なるご迷惑をおかけした。また、「果たしてこれは文化人類学なのか」と思われるようなテーマを提示してしまうことも、しばしばであった。それにもかかわらず、軸の定まらぬ筆者の研究に対し、否定することなく、常に建設的な助言を下さったこと、新たな視点を与えて下さったことには感謝してもしきれない。ありがとうございました。さらに、日々のゼミを通じて、関根先生が伝えて下さった「当たり前を疑い、物事を相対的に捉える」、「事象の裏側にある意味を明らかにする」という人類学的スタンスは、筆者が私生活や研究において物事を見る際の重要な基盤となった。この視点を大切に、今後も研究に励んでいきたい。

また、関根ゼミのゼミ生や友人を始めとする、大学の同期、先輩、後輩の皆さんにも謝意を表したい。毎週のゼミにおいて、各ゼミ生の研究テーマを聞き、議論したことは、私に新たな問題意識を与え、「研究テーマが定まらない」という、嬉しくも苦しい悩みをもたらしてくれた。ゼミ生の皆さんのおかげで、紆余曲折しつつも、本研究テーマに出会い、論文という形に納めることができた。また、知らず知らずのうちに、「関根ゼミ宴会部長」に任命されたり、なぜか毎週、関根先生の隣に位置取って、誰よりも緊張感をもってゼミに臨むことになったりしたことも、ゼミの良き思い出である。ゼミ以外の場面では、卒業論文の執筆が本格化して以降、休日や年末年始問わず、ともに執筆活動を進めてくれた友人に感謝を伝えたい。手を取り合い、ときに足を引っ張り合いながら卒業論文を執筆した日々は、大学生活一番の思い出と言っても過言ではない。大学院進学者が多く、研究や論文の質において、一時たりとも気を抜くことのできない日々が続いたが、「明日もまた会える」という思いが、毎日大学へ通い、論文を書き進める原動力となった。ありがとう。

さらに、これまで陰ながら筆者を支えてくれた家族に対しても感謝を伝えたい。連

絡を取るたびに、「卒論はいつになったら終わるのか」と尋ね、筆が進まない筆者を急かしてくれたことで、なんとか本稿を書き終えることができた。今後も、論文と悪戦苦闘する筆者の醜態をさらすことになると思われるが、家族の存在があれば、その困難も乗り越えていけるであろう。これまでの支援への感謝とともに、今後に向けての決意をここに表す。

本稿を執筆する中で、幾度となく、「この論文を書き終えられなかったら、それは自己責任なのだろうか」という思いが、頭をよぎった。場合によっては、「それは自己責任だろう」という人もいるかもしれない。しかし、ここで記したように、論文執筆の過程には関根先生や友人、家族といった多くの人びとの支援があった。このことを思えば、本稿は決して、筆者の「自助努力・自己責任」のみで書き終えたとは言えない。このことを胸に刻むとともに、本稿の執筆にあたって、筆者を支えてくれたすべての方に、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。